

3－7－3	雨水以外の下水の排出（令第26条第3号）	344
3－7－4	排水施設の構造（規則第26条第1～7号）	345
3－8	給水施設に関する基準（法第33条第1項第4号）	347
3－9	地区計画等との整合（法第33条第1項第4号）	349
3－10	公共施設・公益的施設に関する基準（法第33条第1項第5号）	350
3－11	宅地の防災に関する基準（法第33条第1項第7号）	351
3－11－1	地盤沈下等に関する基準（法第28条第1号）	352
3－11－2	崖の上端に続く地盤面（令第28条第2号）	352
3－11－3	切土（令第28条第3号）	353
3－11－4	盛土（令第28条第4号・第5号）	355
3－11－5	のり面保護（令第28条第6号、規則第23条）	358
3－11－6	地下水の排出（令第28条第7号、規則第22条）	361
3－11－7	擁壁の設計・施工上の留意事項等（規則第27条）	362
3－11－8	鉄筋コンクリート造等擁壁	367
3－11－9	練積み造擁壁	375
3－11－10	工事中の防災措置及び状況報告	382
3－12	災害危険区域等（法第33条第1項第8号）	383
3－13	樹木の保存・表土の保全に関する基準（法第33条第1項第9号）	385
3－14	緩衝帯の配置に関する基準（法第33条第1項第10号）	387
3－15	大規模開発における輸送施設（法第33条第1項第11号）	389
3－16	申請者の資力・信用（法第33条第1項第12号）	389
3－17	工事施行者の工事完成能力（法第33条第1項第13号）	390
3－18	関係権利者の同意（法第33条第1項第14号）	391
<b>第4章 市街化調整区域内に係る基準</b>		
4－1	市街化調整区域内に立地できる建築物等（法第34条、令第36条等の概要）	401
4－1－1	許可不要で立地できる建築物等	402
4－1－2	許可を得て立地できる建築物等	404
4－2	市街化調整区域内の開発許可に係る用途の基準（法第34条）	406
4－2－1	公共公益施設、日常生活店舗等（法第34条第1号、令第22条第6号）	406
4－2－2	観光資源等に関連する施設（法第34条第2号）	417
4－2－3	特別の気象条件を必要とする施設（法第34条第3号）	417
4－2－4	農産物等の処理・貯蔵・加工施設（法第34条第4号）	
	農林漁業施設、農林漁業用住宅（令第20条）	418
4－2－5	特定農山村地域における農林業等活性化基盤施設（法第34条第5号）	421
4－2－6	中小企業の共同化・活性化（法第34条第6号）	421
4－2－7	既存工場と関連する工場（法第34条第7号）	422
4－2－8	火薬庫（法第34条第8号）	422
4－2－9	沿道サービス施設、火薬類製造所（法第34条第9号）	423
4－2－10	地区計画に適合する施設（法第34条第10号）	425
4－2－11	条例による区域指定内の指定用途以外の建築物（法第34条第11号）	425
4－2－12	条例による区域指定内の指定建築物（法第34条第12号）	426
4－2－13	既存権利者の開発行為（法第34条第13号）	427

4－2－14	その他やむを得ない開発行為（法第34条第14号）	428
4－2－15	市民農園施設の特例（市民農園整備促進法第12条）	460
4－2－16	地方拠点都市地域の特例（地方拠点都市法第31条）	461
4－3	市街化調整区域の建築許可に係る基準（法第42条・法第43条第1項）	462
4－3－1	許可不要の建築物等（法第43条）	462
4－3－2	許可不要の増築、建替又は用途変更（法第42条・法第43条）	464
4－3－3	建築許可の基準（法第43条、令第36条）	473
4－3－4	既存宅地制度について	475
4－4	市街化調整区域の許可等に附する条件（法第41条・法第79条）	478

## 第5章 不服申立て

5－1	不服申立ての意義	502
5－2	不服申立人	503
5－3	不服申立ての手続き	505
5－4	審査請求と取消訴訟	510
5－5	不服申立ての特例	510

## 第6章 違反開発行為等に対する処置等

6－1	違反是正処理の概要	601
6－2	報告、勧告、援助等（法第80条）	604
6－3	監督処分の対象と内容（法第81条・法第82条）	605
6－4	水道・電気・ガス供給申し込みの承諾に係る保留要請（参考：建設省通達）	607
6－5	代執行（行政代執行法第2条、法第81条第2項）	608
6－6	告発（刑事訴訟法第239条第2項）	608
6－7	罰則（法第91条～第96条）	609

## 第7章 開発許可制度の関連法令及び運用等

7－1	開発許可関連法令等	701
7－1－1	開発許可関連法令等の概要	701
7－1－2	開発許可関連法令等一覧	704
7－1－3	許認可項目及び所管課室一覧	705
7－2	開発許可制度の運用	708
7－2－1	開発許可に係る申請等の取扱い	708
7－2－2	開発許可と建築確認申請の取扱い	712
7－2－3	開発許可等と農地転用許可との調整	714
7－3	開発指導行政の円滑な執行のための周辺住民等との調整に関する事務処理要領マニュアル	715

## 開発審査会の審議が必要な建築物等

表4-4の建築物等は、法第34条第14号の対象建築物なので、開発審査会の議を経て異議のない場合に限り、開発許可を得て立地できる。また、開発行為を伴わない場合は、法第43条第1項に基づく令第36条第1項第3号ホの対象建築物であるので、開発審査会の議を経て異議のない場合に限り、建築許可を得て立地できる。

以上のように、表4-4の建築物等は、開発行為を伴う場合及び伴わない場合のいずれにおいても、許可を得て立地できる可能性がある。(4-2-14を参照)

表4-4 許可を得て建築できる建築物等(開発審査会の審議が必要なもの)

番号	建築物等
1 住宅	分家住宅
1-1	既存集落(50戸連担)内の自己用住宅(H20.9.1廃止)
1-2	大規模既存集落(知事指定)内の分家住宅
1-3	大規模既存集落(知事指定)内の自己用住宅
1-4	病院等に附属する集合住宅又は寮で、その場所に立地することが不可欠なもの
1-5	大規模既存集落(知事指定)内の公営住宅
1-6	松島基地周辺の騒音指定区域内の既存住宅の移転
1-7	開発審査会があらかじめ指定した既造成土地における建築
1-8	旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅
1-9	東日本大震災により被災した自己用住宅の移転
1-10	研究対象が市街化調整区域内に存する研究施設で、その場所に立地することが不可欠なもの
2 地域活性化	大規模既存集落(知事指定)内の中規模な工場等
2-1	自治会が運営する準公益施設(集会所等)
2-2	知事指定の産業振興地域(女川町)における技術先端型業種の工場等
2-3	特定流通業務施設
2-4	市街化調整区域内にあり、市街化調整区域内に隣接する既存工場の増設
2-5	現地の自然的土地区画整理事業の施行区域内の開発行為
2-6	現地の需要に相応する老人保健施設
3 運動	収用対象事業の代替建築物等
3-1	土地区画整理事業の施行区域内の開発行為
3-2	災害危険区域等から移転する建築物
4 公共事業	地域の需要に相応する老人ホーム
4-1	当該既存集落の信者のための社寺仏閣・納骨堂
4-2	基準時以前からある建築物の増築、建替、用途変更
4-3	旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為(H18.5.18廃止 4-3-4参照)
4-4	産業廃棄物処理施設の簡易な管理事務所
4-5	相当期間適正に利用された建築物等のやむを得ない事情による用途の変更
5-1	敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替
5-2	旧法の既存宅地の確認要件に該当する土地における開発行為・建築行為(H18.5.18廃止 4-3-4参照)
5-3	旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為(H18.5.18廃止 4-3-4参照)
5-4	その他
5-5	旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為(H18.5.18廃止 4-3-4参照)
5-6	敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替
5-7	旧法の既存宅地の確認要件に該当する土地における開発行為・建築行為(H18.5.18廃止 4-3-4参照)
5-8	その他
5-9	その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が上記の建築物と同等以上にあると認められるもの
5-10	東日本大震災により被災し全壊となつた建築物の移転

#### 4-2 市街化調整区域の開発許可に係る用途の基準（法第34条）

##### 法第34条（開発許可の基準）

前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続きが同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

市街化調整区域内において行う開発行為は、法第33条の技術的基準に適合するとともに、本条各号で列挙されている用途のいずれかに該当することが必要である。ただし、法第29条第1項各号で許可不要とされているもの及び第二種特定工作物については、本条は適用されない。

##### 4-2-1 公共公益施設、日常生活店舗等（法第34条第1号、令第29条の5、令第21条第26号）

###### 法第34条（開発許可の基準）

一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為  
令第29条の5（主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物）

法第34条第1号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める公益上必要な建築物は、第21条第26号イからハまでに掲げる建築物とする。

令第21条（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）  
二十六 国、都道府県等（法第34条の2第1項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

- イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- ロ 社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ハ 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

<参考：法第29条第1項第11号、令第22条第6号>

###### 法第29条（開発行為の許可）

……開発行為をしようとする者は、あらかじめ、……都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で令で定めるもの

表4-8 法第34条第14号に係る提案基準・報告基準一覧表

番号	建 築 物 等
1 住 宅	1-1 分家住宅
	1-2 既存集落（50戸連担）内の自己用住宅(H20.9.1 廃止)
	1-3 大規模既存集落（知事指定）内の分家住宅
	1-4 大規模既存集落（知事指定）内の自己用住宅
	1-5 病院等に附属する集合住宅又は寮で、その場所に立地することが不可欠なもの
	1-6 大規模既存集落（知事指定）内の公営住宅
	1-7 松島基地周辺の騒音指定区域内の既存住宅の移転
	1-8 開発審査会があらかじめ指定した既造成土地における建築
	1-9 旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅
	1-10 東日本大震災により被災した自己用住宅の移転
2 地 域 活 性 化	2-1 研究対象が市街化調整区域内に存する研究施設で、その場所に立地することが不可欠なもの
	2-2 大規模既存集落（知事指定）内の中規模な工場等
	2-3 自治会が運営する準公益施設（集会所等）
	2-4 知事指定の産業振興地域（女川町）における技術先端型業種の工場等
	2-5 特定流通業務施設
	2-6 市街化区域内にあり、市街化調整区域内に隣接する既存工場の増設
	3-1 現地の自然的土地区画と一体的なレクリエーション施設
	3-2 運動・レジャー施設等に附属する建築物
	4-1 収用対象事業の代替建築物等
	4-2 土地区画整理事業の施行区域内の開発行為
4 公 共 事 業	3-1 災害危険区域から移転するための建築物
	3-2 運動・レジャー施設等に附属する建築物
	4-1 地域の需要に相応する介護老人保健施設
	4-2 優良な有料老人ホーム
	4-3 当該既存集落の信者のための社寺仏閣・納骨堂
	5-1 基準時以前からある建築物の増築、建替又は用途変更
	5-2 旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為(H18.5.18廃止)
	5-3 旧法の既存宅地の確認要件に該当する土地における開発行為・建築行為(H18.5.18廃止)
	5-4 旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為(H18.5.18廃止)
	5-5 産業廃棄物処理施設の簡易な管理事務所
5 そ の 他	5-6 相当期間適正に利用された建築物等のやむを得ない事情による用途の変更
	5-7 敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替
	5-8 旧法の既存宅地の確認要件に該当する土地における開発行為・建築行為(H18.5.18廃止)
	5-9 東日本大震災により被災し全壊となった建築物の移転
	5-10 その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が上記の建築物と同等以上にあると認められるもの

## 1-1 分家住宅

### <提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 申請者は、次のいずれかに該当すること。
  - ① 「本家（下記2）」、「当該本家に関連して許可を受けた分家（以下「許可を受けた分家」という。）」又は「当該本家に関連して許可を受けることが可能だった分家\*（以下「許可を受けていない分家」という。）」の世帯構成員として同居している者又は同居していた者で、本家又は分家住宅の世帯主と民法第725条に規定する親族の關係にある者
  - ② 上記①に該当する者の配偶者又は配偶者となることが確実な者
- 2 本家は、基準時以前から市街化調整区域内にあること。ただし、申請する土地と本家の距離が2km以内であるときは、本家が市街化調整区域内であってもよい。
- 3 申請する土地は、「本家」、「許可を受けた分家」及び「許可を受けない分家」の世帯構成員又は世帯構成員だった者が登記された所有権を基準時以前から引き続いて有していた土地で、申請者又はその配偶者に譲渡、贈与若しくは相続された、又はされることが確実なものであること。（基準時以後に、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内にある土地の交換分合により取得した土地等は、これに含む。）ただし、申請する土地の一部が次のいずれかに該当する土地である場合については、この限りでない。
  - ① 路地状の土地で、次のすべてに適合するもの
  - イ 建築基準法第43条第1項に規定する接道のためのもので、もっぱら通行の用に供するものであること。
    - ロ 路地状の土地の幅が4m以下であること。
    - ハ 路地状の土地について申請者の所有権、借地権等の権利が登記されていること。
  - ② 申請者が交換によって所有権を取得した土地（本家が交換によって所有権を取得し、申請者又はその配偶者に譲渡、贈与若しくは相続された、又はされることが確実な土地を含む。）で、次のすべてに適合するもの
- 4 上記本文、又はただし書①に該当する土地（以下「交換前土地」という。）の一部を交換前土地に隣接する土地と交換して取得した土地であること。
- 5 交換前土地の形状が不整形で、当該交換により、申請する土地が整形なものとなり、周辺を含めた土地利用がより合理的なものになると認められるものであること。
- 6 申請する土地の面積は、交換前土地の面積以内であること。
- 7 交換によって取得し申請する土地に含むこととなる部分の面積は、申請する土地の面積の20%以内、かつ、100m<sup>2</sup>以内であること。
- 8 土地の贈与等をする世帯及び申請者が世帯構成員として同居している家又は同居していた家の世帯が市街化区域に土地を有していないこと。ただし、市街化区域内に所有するすべての土地について、現に他の用途に供されている等分家のための土地として利用できない合理的な事情が存する場合は、この限りでない。
- 9 申請する土地は、既存の集落内又はその周辺にあること。ただし、やむを得ない合理的な事情が認められる場合は、この限りでない。
- 10 申請する土地が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地」という。）を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

## 1-9 旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅

<提案基準> 以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- 1 申請する土地が、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号。以下「改正法」という。）による改正前の都市計画法第43条第1項第6号ロの規定による確認を受けた土地（改正法附則第6条第2項の規定に基づき確認を受けたものを含む。以下「旧法既存宅地」という。）の範囲であること。
- ただし、申請する土地の一部が路地状の土地で、次のすべてに適合する土地については、この限りでない。

- ① 建築基準法第43条第1項に規定する接道のためのもので、もっぱら通行の用に供するものであること。
  - ② 路地状の土地の幅が4m以下であること。
  - ③ 路地状の土地について申請者の所有権、借地権等の権利が登記されていること。
- 2 申請者は、平成18年5月17日（改正法附則第6条第2項に基づき確認を受けた土地にあっては、当該確認の日から起算して5年を経過する日）に旧法既存宅地の登記された所有権を有していた者（この者から相続により取得した者も含む。）であること。
- 3 延べ地面積は500m<sup>2</sup>以内、延べ面積は280m<sup>2</sup>以内であること。ただし、やむを得ない合理的な事情が認められる場合は、この限りでない。
- 4 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅で、第一種低層住居専用地域内に建築することができるものであること。
- 5 申請する理由が、現在居住している住居について過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情がある場合、定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし、新規に建築することがやむを得ないと認められるものであること。
- 6 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。

(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅」の用途を逸脱しないものと認める。

(参考) 指針III-7-1

(開発審査会) 平成22年 1月20日 第333回 (平成22年 1月20日施行)

## 1-10 東日本大震災により被災した自己用住宅の移転

### <提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- 1 予定建築物は、東日本大震災により被災した自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅（以下「被災住宅」という。）の代替として被災住宅の所有者が建築するものであること。
- 2 被災住宅について、全壊の罹災証明がある場合で、移転することについてやむを得ない事情が認められること。

- 3 移転前の土地は、本基準を適用したことのない土地であること。

- 4 申請する土地が、次のいずれかの区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を接んで面する土地であること。

□ 名取市 高館吉田地区		(平成24年8月1日県指定)	
□ 東松島市 北赤井地区			

- 5 申請者は、次のすべてに該当すること。

- ① 被災住宅の所有者（移転後に所有者と同居する親族を含む。）で、当該区域に生活の本拠を有することが確実な者であること。

- ② 市街化区域に土地を所有していない者であること。ただし、市街化区域内に所有するすべての土地について、現に他の用途に供されている等自己用住宅のための土地として利用できない合理的な事情が存する場合は、この限りでない。

- 6 予定建築物の敷地面積は従前の1.5倍以内又は500m<sup>2</sup>以内、延べ面積は従前の1.5倍以内又は280m<sup>2</sup>以内であること。ただし、認めるべき合理的な事情がある場合は、この限りでない。

- 7 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅であること。

- 8 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。

- 9 申請する土地について、次のすべてに該当すること。

- ① 東日本大震災により浸水した土地を含まないこと。

- ② ただし、東日本大震災と同等の浸水に対して安全上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

- ③ 農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(注) 本提案基準に該当するとして許可された住宅について、親族が相続し居住することは、「東日本大震災により被災した自己用住宅」の用途を逸脱しないものと認める。

### <報告基準>

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 1～5 上記提案基準に同じ。
- 6 ただし書きを除き、上記提案基準に同じ。
- 7～9 上記提案基準に同じ

(開発審査会 平成24年7月18日 第348回) (平成24年 8月 1日施行)

## 2-1 研究対象が市街化調整区域に存する研究施設で、 その場所に立地することが不可欠なもの

<提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 申請の目的が、研究施設の建設であること。
- 2 当該研究施設の研究対象が、当該市街化調整区域内、かつ、当該開発区域の周辺であることによって、申請する土地に立地することが不可欠であること。
- 3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(4)

### 2-2 大規模既存集落(知事指定)内の小規模な工場等

<提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 申請する土地が、大規模既存集落の区域内にある土地、当該区域の境界に接する土地又は当該区域と道路を接んで面する土地であること。なお、基準時以後に取得した土地も対象となる。

#### 「大規模既存集落」(昭和62年8月20日知事指定)

<input type="checkbox"/> 石巻市 蛇田地区	<input type="checkbox"/> <b>七ヶ浜町</b> 花淵浜・代ヶ崎浜地区
<input type="checkbox"/> 名取市 高館吉田地区	<input type="checkbox"/> 大衡村 蓋刈場、河原、座府、楢木、槻田地区
<input type="checkbox"/> 名取市 愛島地区	<input type="checkbox"/> 大童、五反田、亀岡、野畑、四反田、京塚地区
<input type="checkbox"/> 岩沼市 三軒茶屋地区	<input type="checkbox"/> 大衡村 平林、塙浪、松本、要害、竹ノ内、竹ノ沢地区
<input type="checkbox"/> 松島町 品井沼地区	<input type="checkbox"/> 東松島市(旧矢本町) 北赤井地区
<input type="checkbox"/> 七ヶ浜町 松ヶ浜地区	<input type="checkbox"/> 東松島市(旧鳴瀬町) 牛網・浜市地区

- 2 申請者は、基準時以前から当該大規模既存集落内に生活の本拠を有すること。ただし、収用対象事業による建築物の移転等の事情により基準時以後に当該大規模既存集落内に移転した場合は、この限りでない。
- 3 敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以内であること。また、店舗の場合は延べ面積が500m<sup>2</sup>以内であること。
- 4 建築物の用途は、工場、事務所又は店舗であり、自己の業務の用に供すること。
- 5 申請する理由が、自己の生計を維持するために必要とするものであって、その経営形態、運営管理上の観点から当該大規模既存集落において建築することがやむを得ないと認められるものであること。この場合において、「自己の生計を維持するため」とは、定年、退職等の事情がある場合等社会通念に照らし、新規に事業を営むことがやむを得ないと認められる場合であること。
- 6 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
- 7 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(7)-(3)  
平成19年 9月20日 第321回  
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)

## 2-3 自治会が運営する準公益施設（集会所等）

<報告基準>

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 1 建築物の用途が、地区集会所、公民館（社会教育法によるものを除く。）等準公益的な施設であること。
- 2 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。
- 3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

（開発審査会）平成11年3月10日 第270回 （参考）指針III-7-1-(8)  
平成14年7月17日 第294回

## 2-4 知事指定の産業振興地域における技術先端型業種の工場等

<提案基準> 以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 申請する土地が、「人口が減少し、かつ、産業が停滞していると認められる地域等であって、その振興を図る必要があるものとして知事が指定した地域」（以下「産業振興地域」という。）の区域内にあること。

「産業振興地域」（昭和62年8月20日知事指定）

□ 女川町

## 2 建築物の用途は、技術先端型業種の工場又は研究所であること。

- 3 市街化調整区域外に適地がないと認められ、かつ、次の事例にみられるように地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合であること。
  - ① 開発区域周辺の労働力を必要とする場合
  - ② 清浄な空気・水、景観、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合
  - ③ 空港、高速道路のインターチェンジ等に隣接することが必要な場合

- 4 開発区域面積は、5ha未満であること。
- 5 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
- 6 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

（開発審査会）平成11年3月10日 第270回 （参考）指針III-7-1-(12)

## 2-5 特定流通業務施設

### <提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 建築物の用途は「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)以下「物流総合効率化法」という。) 第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された、同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設で、次のいずれかに該当するもの。
  - 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち、同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供する施設
  - 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫

- 敷地及び主要な出入口が、次のいずれかに該当すること。
  - 敷地の主要な出入口が幹線道路沿道の指定区間(下記3)に直接面していること。ただし、敷地が指定区間に接し、かつ、指定区間に直接面して出入口を設けない理由が道路管理者からの要請である等やむを得ない事情が認められる場合は、この限りでない。
  - 敷地の過半が指定インターチェンジ周辺の指定区域(下記3)内にあり、かつ、敷地の主要な出入口が当該インターチェンジの出入口と幅員9m以上の公道で接続されているもの

- 指定幹線沿道の指定区間及び指定インターチェンジ周辺の指定区域とは、「四車線以上の国道、県道等の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジ周辺であって、大規模な流通業務施設の立地が現在及び将来の土地利用上支障にならないとして、知事が指定した区間及び区域」(下表のとおり)とする。

「インターチェンジ周辺区域等」(昭和62年8月20日知事指定) (平成11年5月19日知事指定) (平成20年5月21日知事指定)	
□ 開 闢 幹線道路沿道	県道仙台松島線 利府町新大谷地森郷沿線 延長約2、180mの区間
□ 開 闢 インターチェンジ周辺	国道286号 名取市高館熊野堂沿線 延長約1、800mの区間
東北縦貫自動車道 仙台松島有料道路 仙台南IC 利府中IC 利府塙釜IC 松島海岸IC 松島大郷IC 松島北IC 鳴瀬奥松島IC 夫木IC 石巻IC 名取IC 仙台空港IC 山田料金所 利府しらかし台IC	出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ 出入口から半径1kmの区域※ ※※注)※印については仙台市の区域を除く

- 立地に關し、次のいずれかの事情が認められるること。

- 市街化区域内に工業系の用途地域がないか、あっても同地域内に適地がないこと。
- 当該施設を市街化區域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を來し、若しくは交通機能を阻害し、又は居住環境を悪化させること。

- 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。

- 申請する土地が農用地区域を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回  
平成11年 5月19日 第271回  
平成13年 3月21日 第284回  
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)

(参考) 指針III-7-1-(13)

2-6 市街化区域内にあり、市街化調整区域に隣接する既存工場の増設  
<提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

1 申請の目的が、市街化区域内にある既存工場の隣接地（市街化調整区域内）に増設を行うものであること。

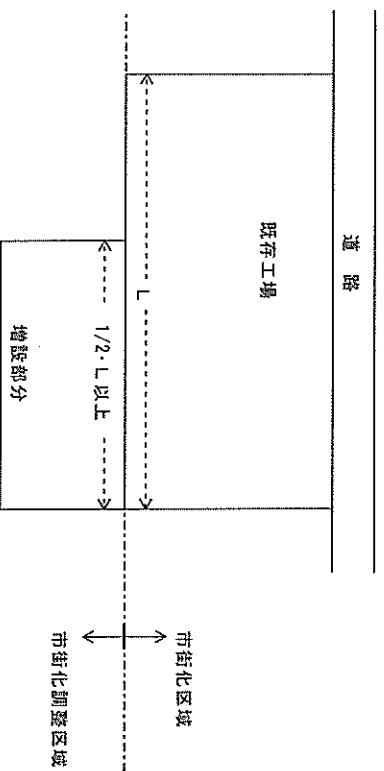
なお、市街化調整区域内にある既存工場の増設については、別途、法第34条第7号の範囲内で許可される。（参照 4-2-7）

2 既存工場は、次のすべてに該当すること。

- ① 日本標準産業分類／総務省（平成14年3月改訂）の大分類「F－製造業」に係る工場であること。
- ② 市街化区域内の工業系の用途地域にあること。
- ③ 10年以上の操業実績があり、かつ、事業者に増設に必要な資力及び信用があること。

3 申請する土地は、次のすべてに該当すること。

- ① 申請する土地のうち市街化調整区域における面積は、既存工場の敷地面積の0.5倍以内、かつ、2ha以内であること。ただし、地形等周辺の状況によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ② 申請する土地のうち市街化調整区域における部分は、既存工場の敷地に有効に接していること（下図参照）。ただし、当該部分と既存工場の敷地の境界に道路、用排水路等がある場合で、既存工場と一体的な土地利用がされると認められるときは、この限りでない。



4 増設される工場は、次のすべてに該当すること。

- ① 増設部分で生産する品目が既存工場と関連するものであること。
- ② 本社・支店のよるな製造部門以外の営業所を伴わないこと。
- ③ 増設に伴って、新たな公共施設の整備を伴わないこと。

5 都市計画の将来計画、都市施設の整備状況、地域の道路交通等について、支障がないこと。

6 地域の特性、社会経済情勢の変化に伴う合理的必要性が認められること、又は市街化区域内で増設を行うことが困難であることについて相当の理由が認められること。

7 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。

8 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

（開発審査会）平成11年 3月10日 第270回

平成19年 9月20日 第321回

（参考）指針III-7-1-(20)

### 3-1 現地の自然的土地利用と一体的なレクリエーション施設

<提案基準> 以下のいずれかに該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 第二種特定工作物の用途に該当しない運動レジャー施設（キャンプ場、スキー場等）を構成する建築物で、次のすべてに該当するもの
  - ① 当該運動レジャー施設自体が周辺の環境等に適合し、かつ、地域の土地利用計画に整合した内容のものであること。
  - ② 管理棟、バンガロー等の管理上又は利用上必要最小限の施設である建築物であって、周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。
  - ③ 用途の変更が容易なものないこと。
  - ④ 自然公園法その他の法令に適合していること。
  - ⑤ 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(11)-①  
平成19年 9月20日 第321回

### 3-2 運動・レジャー施設等に附属する建築物

<提案基準> 市街化調整区域内において、第二種特定工作物の用途（注1）に該当する工作物の土地に建築物を建築する場合、（注2）及び（注3）の分類に従い、下表のとおりに扱うものとする。

（注1） 第二種特定工作物の用途（参考：法第4条第1項、令第1条第2項）

- 運動・レジャー施設（ただし、全体として屋外型でない施設（ドーム型野球場、室内庭球場、全体に上屋を架けたバッティング練習場等）を除く。）
  - ・ゴルフコース
  - ・野球場、庭球場、陸上競技場
  - ・遊園地、動物園
  - ・その他（緑光植物園、サーキット、ゴルフ練習場等が含まれる。キャンプ場、スキー場等の自然的 土地利用と一体的なレクリエーション施設は含まれない。）

- （注2） 第二種特定工作物の用途に包含される附属建築物  
当該工作物にとって一般に併設することが常識的な建築物であつて、当該工作物の利用上及び管理上通常必要とされる最小限の規模のものをいう。したがつて、宿泊施設や、当該工作物の利用者以外の者も利用できる休憩施設・レストラン等は含まれない。

例：ゴルフ場のクラブハウス、庭球場の管理棟、野球場の観覧席、墓地の休憩所等で、適正規模のもの

（注3） 第二種特定工作物の用途に包含されない附属建築物

注2に該当する建築物以外をいう。

例：ゴルフの打ち放し練習場の打席の上屋、宿泊施設、墓地の火葬場、陸上競技場の合宿所、当該工作物の利用者以外の者も利用できる休憩施設・レストラン

規 模	1ha以上	1ha未満
建築物の有無		
(1) 建築物を設けない場合	第二種特定工作物の許可が必要 →調整区域の制限は受けない。	許可は不要 →調整区域の制限は受けない。
(2) 第二種特定工作物の用途に包含される附属建築物だけを設ける場合（注2）	第二種特定工作物の許可が必要 (附属建築物は工作物の一部であるため) →調整区域の制限は受けない。	建築物として許可が必要 (1ha未満なので、工作物としての許可は不要である。 →下記1の要件に該当するものを開発審査会に附議する。
(3) 第二種特定工作物の用途に包含されない附属建築物を設ける場合（注3）	工作物+建築物として許可が必要 (許可が必要な工作物、かつ、許可が必要な建築物であるため) →下記2の要件に該当するものを開発審査会に附議する。	建築物として許可が必要 (1ha未満なので、工作物としては許可は不要である。 →下記2の要件に該当するものを開発審査会に附議する。

1 第二種特定工作物の用途に包含される附属建築物の場合

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- ① 当該工作物の土地の面積が5、000m<sup>2</sup>以上であること。
- ② 建築物の用途が、第二種特定工作物の用途に包含される範囲（上記（注2）を参照）のものであること。
- ③ 当該工作物全体として屋外型であること。（上記（注1）を参照）
- ④ 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- ⑤ 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

第二種特定工作物の用途に包含されない附属建築物の場合  
以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- ① 当該工作物の土地の面積が5、000m<sup>2</sup>以上であること。
- ② 当該工作物の管理上又は利用上必要な建築物であること。ただし、当該工作物の利用者以外の者も利用できる休憩施設・レストラン等でないこと。
- ③ 当該工作物全体として屋外型であること。(上記(注1)を参照)
- ④ 建築物の用途が宿泊施設の場合は、次のすべてにも該当すること。
  - イ 当該工作物の規模が1ha以上であること。
  - ロ 当該工作物の利用目的及び利用者の属性から、宿泊機能の併設が必要不可欠であること。
  - ハ 市街化区域等における宿泊施設によっては円滑な対応が困難で、周辺の状況等から判断して当該工作物の敷地内に建築することに格段の合理性があること。
- ⑤ 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- ⑥ 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 昭和49年 5月16日 第44回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(11)-②  
昭和60年12月 5日 第146回 指針Ⅲ-1-2-(3)  
平成8年 3月21日 第241回 指針Ⅲ-7-1-(20)-①  
平成11年 3月10日 第270回

#### 4-1 収用対象事業の代替建築物等

<提案基準> 以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 予定建築物等は、土地収用法第3条各号のいずれかに規定する事業の施行により移転又は除外する建築物及び第一種特定工作物（以下「従前建築物等」という。）の代替として建築又は建設するものであること。
- 従前建築物等は、市街化調整区域内にあること。ただし、認めるべき合理的な理由があるときは、この限りでない。

- 予定建築物の敷地面積及び延べ面積は、下表の①及び②の合計の値以内であること。ただし、認めるべき合理的な事情がある場合は、この限りでない。なお、従前建築物等が第一種特定工作物の場合、表中の「延べ面積」を「建築面積及び処理能力」と読み替える。

	① 予定建築物等のうち「非住宅用途の部分」の敷地面積及び延べ面積	② 予定建築物のうち「住宅用途の部分」の敷地面積及び延べ面積
敷地面積	従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 500m <sup>2</sup> 以内
延べ面積	従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 280m <sup>2</sup> 以内

- 予定建築物等の用途が従前の用途と比べて著しく異ならず、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

<報告基準>

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 上記提案基準に同じ。
- 従前建築物等は、市街化調整区域内にあること。
- 予定建築物等の敷地面積及び延べ面積は、下表の①及び②の合計の値以内であること。なお、従前建築物等が第一種特定工作物の場合は、表中の「延べ面積」を「建築面積及び処理能力」と読み替える。

	① 予定建築物等のうち「非住宅用途の部分」の敷地面積及び延べ面積	② 予定建築物のうち「住宅用途の部分」の敷地面積及び延べ面積
敷地面積	従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 500m <sup>2</sup> 以内
延べ面積	従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 280m <sup>2</sup> 以内

- 上記提案基準に同じ。

(開発審査会) 昭和49年 5月16日 第44回 (参考) 指針III-7-1-(2)

平成6年7月21日	第228回
平成9年7月18日	第256回
平成11年3月10日	第270回
平成13年3月21日	第284回

#### 4-2 土地区画整理事業の施行区域内の開発行為

<提案基準> 土地区画整理事業が施行された土地における区画形質の変更で、やむを得ないと認められるものを開発審査会に附議する。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回

(参考) 指針III-7-1-(6)

##### 4-3 災害危険区域等から移転するための建築物

<提案基準> 以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

1 予定建築物は、次のいずれかに該当する移転により建築するものであること。

- ① がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転
- ② 地すべり等防止法第24条の規定による関連事業計画に基づく移転
- ③ 土砂災害防止法第25条第1項の勧告に基づく移転
- ④ 建築基準法第10条第1項の勧告に基づく移転
- ⑤ その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づく①～④と同様と認められる移転

2 従前建築物は、市街化調整区域内にあること。ただし、認めるべき合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 予定建築物の敷地面積及び延べ面積は、下表の①及び②の合計の値以内であること。ただし、認めるべき合理的な事情がある場合は、この限りでない。

① 予定建築物のうち「非住宅用途の部分」 の敷地面積及び延べ面積	② 予定建築物のうち「住宅用途の部分」 の敷地面積及び延べ面積
従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 500m <sup>2</sup> 以内
延べ面積	従前の1.5倍以内 又は 280m <sup>2</sup> 以内

4 予定建築物の用途が従前の用途と比べて著しく異ならず、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

5 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

##### <報告基準>

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- ⑤を除き、上記提案基準に同じ。
- 従前建築物は、市街化調整区域内にあること。
- ただし書を除き、上記提案基準に同じ。
- ～5 上記提案基準に同じ。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回  
平成14年 7月17日 第294回  
平成24年 5月16日 第347回

(参考) 指針III-7-1-(10)

## 5-1 地域の需要に相応する介護老人保健施設

<提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設で、各地域の要介護老人数等を踏まえて見込まれるその地域の需要を考慮した規模のものであること。なお、他の地域からの利用を數多く想定した大規模施設の設置は認められない。
- 2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条に規定する協力病院が近接に所在する場合等、介護老人保健施設を市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められる場合であること。
- 3 当該介護老人保健施設が確実に開設される見込みであることが、県の保健福祉部局より確認できたもの。
- 4 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 5 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

参考：介護保険法の介護老人保健施設のうち、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第二種社会福祉事業（無料又は低額）の用に供されるものは、法第34条第1項第1号あるいは第14号に基づく許可が必要となる。

（開発審査会） 平成11年 3月10日 第270回  
平成12年 5月17日 第278回  
平成19年 9月20日 第321回  
平成20年 5月21日 第325回 （平成20年9月 1日施行）

### <介護保険法>

#### 第8条（定義）

1～24 (略)

25 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要な程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

#### 第94条（開設許可）

介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 5-2 優良な有料老人ホーム

<提案基準> 以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当すること。
- 2 当該有料老人ホームの設置及び運営は、宮城県有料老人ホーム設置運営指導指針における基準に適合していること。
- 3 当該有料老人ホームに係る権利関係は、利用権方式又は賃貸方式であること。なお、分譲方式のものは認められない。
- 4 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合、入居一時金及び利用料に関する県の基準に従い適切な料金設定がなされている場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域等に立地することが困難又は不適当であること。
- 5 当該有料老人ホームの立地につき、その開発区域を管轄する市町村の福祉施策、都市計画の観点から支障がないことについて、当該市町村長が承認を与えたものであること。
- 6 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 7 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回  
(参考) 指針Ⅲ-7-1-(14)  
平成19年 9月20日 第321回

### <老人福祉法>

#### 第29条(届出等)

有料老人ホーム（老人に入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

### 5-3 当該既存集落の信者のための社寺仏閣・納骨堂

#### <提案基準>

- 1 予定建築物の用途は、地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設（以下、「宗教施設」という）であること。したがって、施設としては本殿、拝殿、本堂、会堂、庫裡等を含むが、その規模は申請地周辺に居住している信者の数にふさわしいものであること。宗教法人が行う収益事業その他の事業の用に供する建築物及び参拝者のための宿泊施設は認められない。
- 2 立地に關し、次のいざれかの事情が認められること。
  - ① 申請地に既存の宗教施設があること。
  - ② 市街化調整区域内の既存集落の信者のための宗教施設であること。

3 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。

- 4 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(3)  
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)

### 5-4 基準時以前からある建築物の増築、建替又は用途変更

#### <提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 1 既存建築物（下記2）の増築、建替又は用途変更で、敷地増がないこと。（既存建築物の敷地の範囲内であること。）
  - 2 既存建築物は、次のいざれかに該当すること。
    - ① 基準時以前から建っていたもの
    - ② 基準時以前から建築物が建っていた敷地に、増築又は建替により建築されたもの
    - ③ 基準時以前から市街化調整区域内の別の敷地に建っていた建築物が収用対象事業等により当該敷地に移転し、代替建築物として建築されたもの
  - 3 予定建築物の延べ面積が、既存建築物の延べ面積の1.5倍を超える場合は、やむを得ない合理的な事情が認められること。
  - 4 予定建築物の用途が、別表既存建築物が属している大分類の範囲内であり、かつ、周辺の土地利用の状況等からみて支障のないものであること。

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(9)  
平成19年 9月20日 第321回  
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年9月 1日施行)

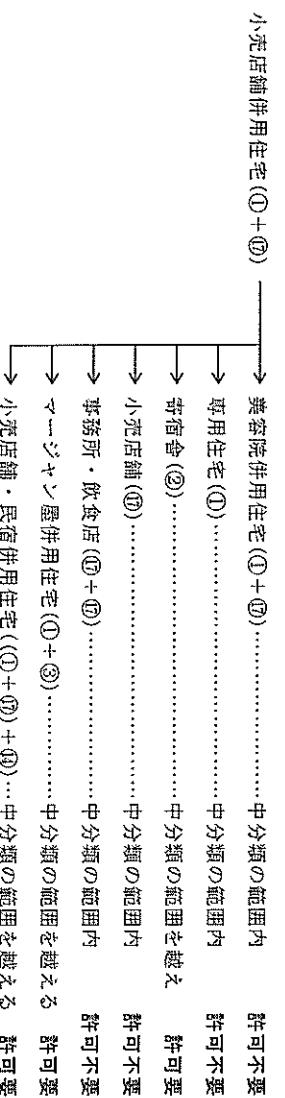
別表 建築物の用途分類

大 分 類	中 分 類
A 居住施設	<p>① 戸建住宅 ② 共同住宅、長屋、寮、寄宿舎</p>
B 風俗営業施設	③ 風俗営業施設：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける施設（例：マージャン屋、ばちゃんこ屋、個室付き浴場）
C 特殊都市施設	<p>④ 卸売市場 ⑤ ヒ苗場 ⑥ 汚物処理場 ⑦ ごみ焼却場 ⑧ 火葬場 ⑨ その他の処理施設（例：産業廃棄物処理施設等）</p>
D その他の施設 A～Cに該当するもの を除く。	<p>⑩ 公益施設（2～3～3の表2～6を参照） ⑪ 公共公益施設（4～2～1の表4～5を参照） ⑫ 駐車場施設（例：屋内駐車場又は車庫） ⑬ 宗教施設（当該宗教法人が建設し管理する宗教施設以外の施設を含む。） ⑭ 宿泊施設（例：ホテル、旅館、民宿） ⑮ 観劇場・運動施設（例：劇場、映画館、水泳場、スケート場、ボーリング場） ⑯ 流通業務施設（例：貨物運送業施設、倉庫業施設、卸売業施設） ⑰ ⑭～⑯以外の商業業務施設（例：小売店舗、修理加工店舗、美容・理容店、クリーニング店、飲食店、事務所、沿道サービス施設） ⑱ 農林漁業用施設（農業用倉庫等を含む。） ⑲ 建築基準法施行令第130条の9に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 ⑳ 航工業施設（ただし、⑲に該当する建築物を除く）</p>

\* 1 A～Dのそれぞれが大分類の区分であり、①～⑳のそれぞれが中分類の区分である。

\* 2 複数の用途からなる複合用途建築物等の場合は、当該用途の部分ごとに本表を適用する。したがって、複合用途建築物等で「複数の中分類」に該当する場合は、当該「複数の中分類」以外の中分類の用途を加えない限り「中分類の範囲内の用途変更」であると解する。

（例：小売店舗併用住宅の用途変更）



## 5-6 産業廃棄物処理施設の簡易な管理事務所

<提案基準> 以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に附議する。

- 予定建築物の用途は、「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(以下「要綱」という。)に規定する産業廃棄物処理施設の一部としての管理棟であり、宿泊施設(詰め所、仮眠所等は除く。)を含まないものであること。

産業廃棄物処理施設とは、次のいずれかに該当する施設をいう。

- 保管積替施設：産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物再生利用業者が設置する産業廃棄物の保管又は積替えを行うための施設(②～④を除く。)
- 中間処理施設：産業廃棄物を排出する事業者が設置する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設」及び産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物の中間処理を行うための施設
- 最終処分場：産業廃棄物の埋立処分を行うための施設
- 再生利用施設：産業廃棄物再生利用業者が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設  
(「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」第2条より)

- 当該産業廃棄物処理施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法律」という。)及び要綱に定める基準に適合し、法律に基づく許可(産業廃棄物処理施設の許可が不要な場合にあっては産業廃棄物処理業の許可)を受けられる見込みであること。
- 申請者は、当該産業廃棄物処理施設の管理者であること。
- 予定建築物の延べ面積は50m<sup>2</sup>以内で、当該産業廃棄物処理施設の廃止後は速やかに撤去できる簡易なものであること。
- 予定建築物の位置は当該産業廃棄物処理施設の適切な場所で、予定建築物の敷地は必要最小限の範囲であること。
- 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

(開発審査会) 平成4年10月28日 第212回 (参考) 指針Ⅲ-7-1-(20)-①

平成11年3月10日 第270回

## 5-7 相当期間適正に利用された建築物等の

やむを得ない事情による用途の変更

### <提案基準>

分家住宅や農林漁業用住宅は、その属人性に着目して市街化調整区域への立地が許容されている。したがって、それらの属人性を有しない者への転売等は用途変更に該当し、法第42条第1項又は法第43条第1項に基づき制限される。また、法第34条各号に該当するとして許可された予定建築物に附属する住宅部分は当該予定建築物が存在することを要件として成立した住宅なので、専用住宅への用途変更は制限される。

これらの住宅の用途変更に關し、次のように扱うものとする。

なお、用途変更の段階で許可を受ける必要があつたにもかかわらず許可を受けずに用途変更が実施され、後の建替の段階で許可が申請されたものについては、用途変更の時点での事情に關し、下記に準じて扱うものとする。

#### 1 日常生活店舗併用住宅等

法第34条各号に該当するとして許可された予定建築物に附属する併用住宅が該当する。

(1) 当該建築物の店舗等の営業を中止することは、許可要件であった店舗等が失われて専用住宅に用途が変更されることになるので、法第42条第1項又は法第43条第1項の許可が必要となる。この場合、既存建築物において店舗等の営業が適正になされた事実があり、かつ、営業を中止することについて、次の事情が認められる場合は、開発審査会に付議する。

- ① 許可受けた者及び家族の死亡又は病気により、営業を中止する場合
- ② 経営の不振による場合
- ③ 破産宣告されたもの
- ④ 抵当権が実行され、裁判所の競売開始決定がなされているもの
- ⑤ その他やむを得ない事情が認められる場合

(2) 当該建築物を相続し、又は他者に譲渡することは、日常生活店舗併用住宅等の用途を変更することにはならないので、許可不要である。

#### 2 分家住宅等

提案基準「1-1」「1-2」「1-3」「1-4」「1-9」又は「1-10」に該当するとして許可された住宅が該当する。また、「5-他」に該当するとして許可された住宅のうち属人性のある住宅もこれに該当する。

(1) 当該住宅の許可申請者の死亡によりその親族が相続し居住することは、提案基準に照らし、それぞれ分家住宅等の要件を逸脱しないので、許可不要である。その相続人からさらにその親族が相続する場合も同様である。

(2) (1)以外の譲渡、賃貸借等(以下「譲渡等」という。)により「1-1」～「1-4」「1-9」「1-10」又は「5-他」の提案基準に適合しないこととなる場合は、法第42条第1項又は法第43条第1項の許可が必要となる。この場合、次のいずれかに該当するものについて開発審査会に付議する。

- ① 当該住宅が建築後10年以上にわたって都市計画法上適正に使用され、かつ、譲渡等の理由について次のいずれかの理由が認められること。
  - イ 許可を受けた者及びその相続人の死亡又は病気のため、第三者に譲渡する場合
  - ロ その他やむを得ない事情が認められる場合
- ② 都市計画法上適切に使用され、譲渡等の理由について次のいずれかの理由が認められること。
  - イ 破産宣告されたもの
  - ロ 抵当権が実行され、裁判所の競売開始決定がなされているもの

### 3 農林漁業用住宅

法第29条第1項第2号に規定する住宅に該当するとして建築基準法の確認済証の交付を受けて建築されたものが該当する。

- (1) 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の死亡により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合は、法第43条第1項の許可が必要となる。
- (2) 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の離職により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合は、法第43条第1項の許可が必要となる。この場合、離職することについて、次の事情が認められ、かつ、当該農林漁業従事者であった者の親族が引き続き居住することとなるものは、開発審査会に付議する。

- ① 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者が病気又は加齢等により農作業が不能となった場合
  - ② その他やむを得ない事情が認められる場合
- (3) (1)(2)以外の譲渡等により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合は、法第43条第1項の許可が必要となる。この場合、次のいずれかに該当するものについて開発審査会に付議する。
- ① 当該住宅が建築後10年以上にわたって都市計画法上適正に使用され、かつ、譲渡等の理由について次のいずれかの理由が認められるもの
  - イ 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の死亡又は病気のため、第三者に譲渡する場合
  - ロ その他やむを得ない事情が認められる場合
- ② 都市計画法上適切に使用され、譲渡等の理由について次のいずれかの理由が認められること。
- イ 破産宣告されたもの
  - ロ 抵当権が実行され、裁判所の競売開始決定がなされているもの

#### <報告基準>

##### 1 日常生活店舗併用住宅等

法第34条各号に該当するとして許可された予定建築物に附属する併用住宅について、許可要件であつた店舗等が失われて専用住宅に用途が変更される場合で、既存建築物について、店舗等の営業が適正になされた事実があり、かつ、営業を中止することについて、次の事情が認められる場合は、法第42条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- ① 許可を受けた者及び家族の死亡又は病気により、営業を中止する場合
- ② 経営の不振による場合
- ③ 破産宣告されたもの
- ④ 抵当権が実行され、裁判所の競売開始決定がなされているもの

##### 2 分家住宅等

譲渡、賃貸借等（以下「譲渡等」という。）により「1-1」～「1-4」「1-9」「1-10」又は「5-他」の提案基準に適合しないこととなる場合で、次のいずれかに該当するものについては、法第42条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- (1) 当該住宅が建築後10年以上にわたって都市計画法上適正に使用され、許可を受けた者及びその相続人の死亡又は病気のため、第三者に譲渡する場合
- (2) 譲渡等の理由について次のいずれかの理由が認められること。
  - ① 破産宣告されたもの
  - ② 抵当権が実行され、裁判所の競売開始決定がなされているもの

### 3 農林漁業用住宅

法第29条第1項第2号に規定する住宅に該当するとして建築基準法の確認済証の交付を受けて建築されたもので、次のいずれかに該当するものについては、法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- (1) 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の死亡により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合で、当該農林漁業従事者であった者の親族が引き続き居住することとなる場合。
- (2) 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の離職により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合で、離農の理由が当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者が病気又は加齢等により農作業等が不能となつた場合で、当該農林漁業従事者であった者の親族が引き続き居住することとなる場合。
- (3)
  - ① (1)(2)以外の譲渡等により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合で、次のいずれかに該当する場合。
    - ① 当該住宅が建築後10年以上にわたって都市計画法上適正に使用され、当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の死亡又は病気のため、第三者に譲渡する場合
    - ② 都市計画法上適切に使用され、譲渡等の理由について次のいずれかの理由が認められること。
      - イ 破産宣告されたもの
      - ロ 抵当権が実行され、裁判所の競売開始決定がなされているもの

(開発審査会)	平成11年3月10日	第270回
平成12年2月9日	第276回	
平成12年5月17日	第278回	
平成13年3月21日	第284回	
平成24年5月16日	第347回	
平成24年7月18日	第348回	

(参考) 指針III-7-1-(20)-③

## 5-8 敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替

### <提案基準>

#### 1 敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う増築又は建替

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- (1) 既存建築物の用途が自己用の専用住宅又は併用住宅で、予定建築物が既存建築物と同用途であること。  
ただし、併用住宅を専用住宅にする場合は、この限りでない。
- (2) 既存の敷地が狭小であり、敷地を拡大することについてやむを得ない事情が認められること。
- (3) 敷地面積及び延べ面積は、下表に掲げる面積以内で、必要と認められる面積であること。

専用住宅の場合	併用住宅の場合
敷地面積 500m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>
延べ面積 280m <sup>2</sup>	① 非住宅用途の部分は既存建築物の1.5倍 ② 住宅用途の部分は280m <sup>2</sup>

- (4) 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- (5) 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

#### 2 自己用住宅の移転

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- (1) 既存建築物の用途が自己用の専用住宅又は併用住宅で、予定建築物が既存建築物と同用途であること。  
ただし、併用住宅を専用住宅にする場合は、この限りでない。
- (2) 申請者は以下のいずれかに該当し、既存の敷地から移転することについてやむを得ない事情が認められること。  
ただし、当該規定を適用したことのない土地に限る。
  - ① 基準時以前から当該住宅に居住している者（左記の者から当該住宅を相続し、居住している者も含む）
  - ② 既存宅地の確認を受けた土地において、建築確認を受け居住している者（左記の者から当該住宅を相続し、居住している者も含む）
  - ③ 法第34条13号に基づく許可を受け居住している者（左記の者から当該住宅を相続し、居住している者も含む）

- (3) 移転先の敷地面積は既存建築物の敷地面積以内であること。ただし、既存の敷地が狭小であり、敷地面積を拡大することについてやむを得ない事情が認められる場合は、1の(3)に掲げる表の面積以内で、必要と認められる敷地面積であること。  
また、延べ面積についても、1の(3)に掲げる表の面積以内であること。
- (4) 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- (5) 申請する土地が農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確実であること。

### <報告基準>

#### 1 敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う増築又は建替

以下のすべての要件に該当するものについては、法29条第1項又は法43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- (1) 予定建築物が専用住宅であること。
- (2) 従前の敷地面積が300m<sup>2</sup>未満かつ、敷地不整形により配置計画が困難であると認められる場合
- (3)～(5) 上記提案基準に同じ

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考) 指針III-7-1-(9)  
平成20年 5月21日 第325回 (平成20年 9月1日施行)  
平成24年 5月16日 第347回

## 5-10 東日本大震災により被災し全壊となった建築物の移転

### <提案基準>

以下のすべての要件に該当するものを開発審査会に付議する。

- 1 予定建築物等は、東日本大震災により被災した建築物及び第一種特定工作物（以下「被災建築物等」という。）の代替として被災建築物等の所有者が建築又は建設するものであること。
- 2 被災建築物等について、全壊の罹災証明がある場合で、移転せざるを得ない事由が明らかであること。
- 3 被災建築物等は、市街化調整区域内にあること。ただし、自己又は親族が被災前から適切な土地を保有している場合等あえて市街化調整区域内に求めさせる合理的な事情に乏しい場合等認めるべき合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 4 予定建築物の敷地面積及び延べ面積は、下表の①及び②の合計の値以内であること。ただし、認めるべき合理的な事情がある場合は、この限りでない。

なお、被災建築物等が第一種特定工作物の場合、表中の「延べ面積」を「建築面積及び処理能力」と読み替える。

	① 予定建築物のうち「非住宅用途の部分」 の敷地面積及び延べ面積	② 予定建築物のうち「住宅用途の部分」 の敷地面積及び延べ面積
敷地面積	従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 500 m <sup>2</sup> 以内
延べ面積	従前の1.5倍以内	従前の1.5倍以内 又は 280 m <sup>2</sup> 以内

- 5 予定建築物等の用途が従前の用途と比べて著しく異ならず、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 6 申請する土地について、次のすべてに該当すること。
  - ① 予定建築物が住宅である場合は、東日本大震災により浸水した土地を含まないこと。  
ただし、東日本大震災と同等の浸水に対して安全上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
  - ② 農用地を含まない、又は農用地を含まなくなることが確定であること。

### <報告基準>

以下のすべての要件に該当するものは、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

- 1～2 上記提案基準に同じ。
- 3 被災建築物は、市街化調整区域内にあること。被災建築物が市街化調整区域外にある場合は、自己又は親族が被災前から保有する適切な土地に移転する場合で、予定建築物は専用住宅であること。
- 4 ただし書きを除き、上記提案基準に同じ。
- 5～6 上記提案基準に同じ

(開発審査会) 平成23年 6月22日 第341回 (参考) 平成23年4月19日国都開第2号

平成24年 5月16日 第347回

### 5-1他 その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が

上記の建築物と同等以上にあると認められるもの

### <提案基準>

以下のいずれかに該当するものを開発審査会に付議する。

- 1 提案基準の類型に定める基準に適合しない部分があるが、許可の可能性について検討すべき合理的な理由が認められるもの
- 2 提案基準の類型で想定していない施設で、許可の可能性について検討すべき合理的な理由が認められるもの

(開発審査会) 平成11年 3月10日 第270回 (参考)

### 市民農園整備促進法

#### 第12条（都市計画法の特例）

認定開設者が認定計画に従つて整備する市民農園施設のうち休憩施設である建築物その他の市民農園の適正かつ有効な利用を確保するための建築物で政令で定めるもの（次項において「認定市民農園建築物」という。）の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更であつて市街化調整区域に係るものの（都市計画法第34条各号に掲げる開発行為に該当するものを除く。）は、都市計画法第34条の規定の適用については、同条第14号に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市若しくは同法第252条26の3第1項の特別市の中長は、市街化調整区域のうち都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた同法第4条第13項に規定する開発区域以外の区域内において、認定市民農園建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して認定市民農園建築物とすることについて、同法第43条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用途の変更が同条第2項の政令で定める許可の基準のうち同法第33条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

### 市民農園整備促進法施行令

#### 第5条（都市計画法の特例の対象となる建築物）

法第12条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 休憩施設である建築物
- 二 農作業の講習の用に供する建築物
- 三 簡易宿泊施設（専ら宿泊の用に供される施設で、簡素なものをいう。）である建築物
- 四 管理事務所その他の管理施設である建築物

- (1) 市民農園整備促進法に基づく施設のうち、温室、育種苗施設等農産物の生産又は集荷の用に供する建築物、農機具等収納施設、堆肥舎、種苗貯蔵施設等農業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物等一定の農業施設は、法第29条第1項第2号に該当し、許可不要となる場合がある。また、これらに該当しない農業用施設であっても法第34条第4号に該当し、許可を受けて建築できる場合がある。
- (2) 市民農園整備促進法第12条は、次に掲げる特例対象施設のうち、本法第29条第1項各号及び法第34条各号に該当しないものに関して、法第29条第1項又は法第43条の許可にあたり、開発審査会への附議を要さず、技術的基準への適合をもって許可できるとする特例を定めたものである。

#### <特例対象施設>

特例の対象となる施設は、市民農園の開設にあたって作成する整備運営計画であつて、市民農園整備促進法第7条第1項により市町村の認定を受けたものに従つて整備される、次のいずれかの施設である。なお、対象施設は、市民農園の開設について市町村の認定を受けた者が建築するものであつて、市民農園利用者が建築するものは含まれない。

- ① 休憩施設である建築物  
農作業の合間に休憩する施設で、休憩室のほか手洗場、便所等を含む。また、単体の便所も該当する。
- ② 農作業の講習の用に供する建築物  
利用者に対し農作業の講習を行う施設で、講習室、植物展示室、資料閲覧室、教材室等を含む。
- ③ 簡易宿泊施設（専ら宿泊の用に供される施設で、簡素なものをいう。）である建築物  
市街地から離れた地域において滞在型の利用が予想される市民農園に設置される、宿泊者用の食堂、

風呂場、便所等宿泊者にとって必要不可欠な施設を整えたものであって周辺の環境と調和した専ら宿泊の用に供される簡素なものが該当する。

- ④ 管理事務所その他の管理施設である建築物  
市民農園の円滑な利用を維持増進するための施設であり、管理事務所、管理人詰所、管理用用具置場、ごみ処理場等が該当する。

#### 4-2-16 地方拠点都市地域の特例（地方拠点都市法第31条）

##### 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律

###### 第31条（開発許可等の特例）

基本計画においては、……市街化調整区域内の土地において実施されることが適當と認められる開発行為又は建築行為等に関する事項を併せて定めることができる。

2 基本計画において、前項に規定する事項が定められた場合には、都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は建築行為等に係る建築物若しくは第一種特定工作物の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、当該開発行為又は建築行為等に関する事項を含めて当該基本計画に同意するものとする。

3 前項の規定により基本計画が同意された場合において、開発行為に関する当該同意基本計画の内容に即して行われる開発行為（都市計画法第34条各号に掲げるものを除く。）は、同条並びに土地区画整理法第9条第2項、第21条第2項及び第51条の9第2項の規定の適用については、都市計画法第34条第14号に掲げる開発行為とみなす。

4 都道府県知事は、第2項の規定により基本計画が同意された場合において、市街化調整区域のうち都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた同法第4条第13項に規定する開発区域以外の区域内において建築行為等に関する当該同意基本計画の内容に即して行われる建築行為等について、同法第43条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第2項の政令で定める許可の基準のうち同法第33条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条は、同法第6条第6項に基づいて知事が承認した基本計画において、市街化調整区域内の拠点地区において実施されることが適當と認められる開発行為又は建築行為等に関する事項が定められている場合には、当該開発行為又は建築行為等に係る法第29条第1項又は法第43条第1項の許可にあたり、開発審査会への附議を要さず、技術的基準への適合をもって許可できるとする特例を定めたものである。

#### 4-3 市街化調整区域の建築許可に係る基準（法第42条・法第43条）

市街化調整区域（市街化を抑制する区域）における用途の制限に関しては、開発行為の許可に係る場合は法第34条の基準で、開発行為を伴わない場合は法第42条及び法第43条の基準で審査される。

法第42条及び法第43条の内容は、次の①～③で構成されており、以下において、それぞれの内容について記述する。

- ① 法第29条第1項各号で開発許可不要とされているものに対応して、それらに該当する建築行為を許可不要とすること。（4-3-1を参照）
- ② 一定の範囲内で行う増築、建替又は用途変更を許可不要とすること。（4-3-2を参照）
- ③ 許可が必要なものに関して、その許可に係る基準を示すこと。（4-3-3を参照）

##### 4-3-1 許可不要の建築物等（法第43条第1項）

###### 法第43条（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）

何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

###### 三 仮設建築物の新築

四 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

###### 「令第34条」

法第43条第1項第4号の令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為
- 二 旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可を受けた住宅地造成事業の施行として行う開発行為

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で令で定めるもの

###### 「令第35条」

法第43条第1項第5号の令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築
- 二 建築物の改築又は用途の変更で当該改築又は用途の変更に係る床面積の合計が10m<sup>2</sup>以内であるもの

三 主として当該建築物の周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を當む店舗、事業場その他これららの業務の用に供する建築物で、その延べ面積が $50\text{ m}^2$ 以内のもの（これらの業務の用に供する部分の延べ面積が全体の延べ面積の $50\%$ 以上ものに限る。）の新築で、当該市街化調整区域内に居住している者が自ら当該業務を當むために行うもの

- 四 土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の新設  
2 前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、令で定める。

法第29条第1項各号で開発許可不要とされているものに対応して、それらに関連する建築行為が許可不要とされている。（4-1-1の表4-1を参照）

なお、許可不要であっても、建築基準法の建築確認は別途必要である。

#### 4-3-2 許可不要の増築、建替又は用途変更（法第42条・法第43条）

##### 法第42条（開発許可を受けた土地における建築等の制限）

何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域内における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあっては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。

2 国が行なう行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもって、前項ただし書きの規定による許可があつたものとみなす。

##### 法第43条（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）

何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

##### 三 仮設建築物の新築

四 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で令で定めるもの

2 前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、令で定める。

##### 1 既存建築物等の増築、建替又は用途変更

市街化調整区域内に存する建築物等の増築、建替又は用途変更（以下「建替等」という。）は、新たな開発行為を伴わない場合であっても法第42条及び法第43条に基づき制限されているが、次の①～④の建替等は許可不要で、⑤については許可が得られれば可能である。なお、以下において建築物に関する記述しているが、第一種特定工作物についても同様の制限がある。

① 建築物の建替等で、法第29条又は法第43条で許可不要とされている用途の建築物にする場合（4-1-1の表4-1を参照）

② 旧法第43条第1項第6号の既存宅地の確認を受けて建築した建築物の建替等で、一定の要件を満たす建築物にする場合（表4-1-1及び表4-1-2を参照）

③ 法第29条、法第42条又は法第43条の許可を受けて建築された建築物の建替等で、当該許可における予定建築物の用途の範囲内の建築物にする場合（表4-1-1及び表4-1-2を参照）

④ 法第42条及び法第43条の運用として、許可不要とされている範囲内で建替等を行う場合（表4-1-1及び表4-1-2を参照）

⑤ 法第42条又は法第43条の許可を得て建替等を行う場合

<参考> 一部の建築行為を許可不要とし、また、一定の増築行為を許可要としている考え方の論拠  
法第43条第1項本文は、文面上は例えれば基準時以前から存する建築物等であっても、建替や用途変更  
の際には、限定列举の場合を除きすべて許可が必要とされるかのような表現となっている。また、建築基  
準法の適用でいうところの増築には言及されていない。

しかし、通達及び法令解説においては次のように記述されていることから、これらを総合的に勘案して、  
上記のような取扱いをしている。

なお、法第42条についても同様な考え方に基づき、表4-1-1及び表4-1-2の範囲内で行う建替等  
後の用途は同条にいう「予定建築物」の範囲内とみなして、法第43条と同様の取扱いとしている。

① 建替後の床面積の合計が従前の建築物の床面積の計の1.5倍以内であるものについては、従前の建  
築物と構造及び用途がほぼ同一であれば、(法第43条の)許可を要しない「改築」として取り扱って  
差し支えない。(参考：指針III-7-1-(9))

② 法第43条でいう「新築」とは建築物のなかつた敷地内の建築物の建築に限られず、従前建築物の  
建築されていた敷地におけるいわゆる建て替えの場合であっても、建て替え後の建築物の用途、規模又  
は構造が従前の建築物と著しく異なる場合には、「新築」に該当すると解される。(解説p285)

③ 従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除却し、又は災害等により従前の建築物等  
の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物等と規模、構造、用途、敷地の位置がほと  
んど同様の建築物等の建築等をする場合は、文理上、当該建築等は新築及び改築には該当せず、本条(法  
第43条)の規制を受けない。(解説p287)

## 2 改築と取り扱う期間

従前の建築物と規模、構造、用途、敷地の位置が同一の建築物等の建築等をする場合で、次の(1)～(3)に  
該当する場合は「改築」として取り扱う。

- (1) 建築物を除却した敷地内で、表4-1-1及び表4-1-2に適合する範囲内で行う建築工事に、除却した  
た日から1年以内に着手する場合
- (2) 災害により滅失した建築物の敷地内で、表4-1-1及び表4-1-2に適合する範囲内で行う建築工事に、  
災害が発生した日から1年以内に着手する場合
- (3) 災害により滅失した建築物に代わるものとして、当該所有者が表4-1-1及び表4-1-2に適合する範  
囲内で行う建築工事に、災害が発生した日から3年以内に着手する場合

表4-9

要 因	工事着手までの期間	建築主(※注)	
		属人性無	属人性有の許可
任意の除却	除却した日から1年以内	制限無し	許可の範囲内
災 害	災害発生日から1年以内※1	制限無し	許可の範囲内
災 害	災害発生日から3年以内	滅失建物の所有者	許可の範囲内

※注 従前の建築物が属人性のある建築許可を受けたもの（分家住宅、大規模既存集落等）であれば、建築を行う建築主は、属人性が認められる者（許可を受けた本人及びその親族）となる。

- ・従前の建築物は、都市計画法上適法に建築され、除却又は滅失するまで適法に使用されていたものに限る。

・「改築」に該当するかどうかの判断は、以下の資料等によるものとする。

滅失の原因が災害の場合：罹災証明書  
災害によらず除却した場合：解体した時期が判断できるもの（マニフェストD票及び課税証明書等）

※1 東日本大震災の災害により滅失した場合は、3年以内とする。

表 4-10

## &lt;表 4-1-1 及び表 4-1-2 の運用上の留意事項等&gt;

表の運用上の前提条件及び留意事項は、次のとおりである。

- 1 開発行為を伴わないこと。
- 2 既存建築物が法に違反していないこと。
- 3 既存建築物の区分にかかわらず、いずれの建築物も表 4-1 の許可不要で立地できる建築物に建替又は用途変更をする場合は許可不要であるので注意すること。(表中には記述していない。)
- 4 既存建築物が単独用途又は併用住宅以外の複合用途の場合(表 4-1-1 を適用し、併用住宅の場合は表 4-1-2 を適用するものとする。)
- 5 建築物が複数の区分に該当する場合は、最も有利な区分を適用するものとする。(例 4)
- 6 「既存建築物の区分」及び「基準時の延べ面積」の検証は、次の書面等により行うものとする。
  - ① 建築基準法の検査済証
  - ② 建築基準法の確認済証
  - ③ 建物登記簿謄本
  - ④ 建築物等についての固定資産課税の状況を証する書面等
- 7 表の適用については、下記の例を参照のこと。

\* 以下は、基準時が昭和 45 年の例である。

## &lt;表の適用区分&gt;

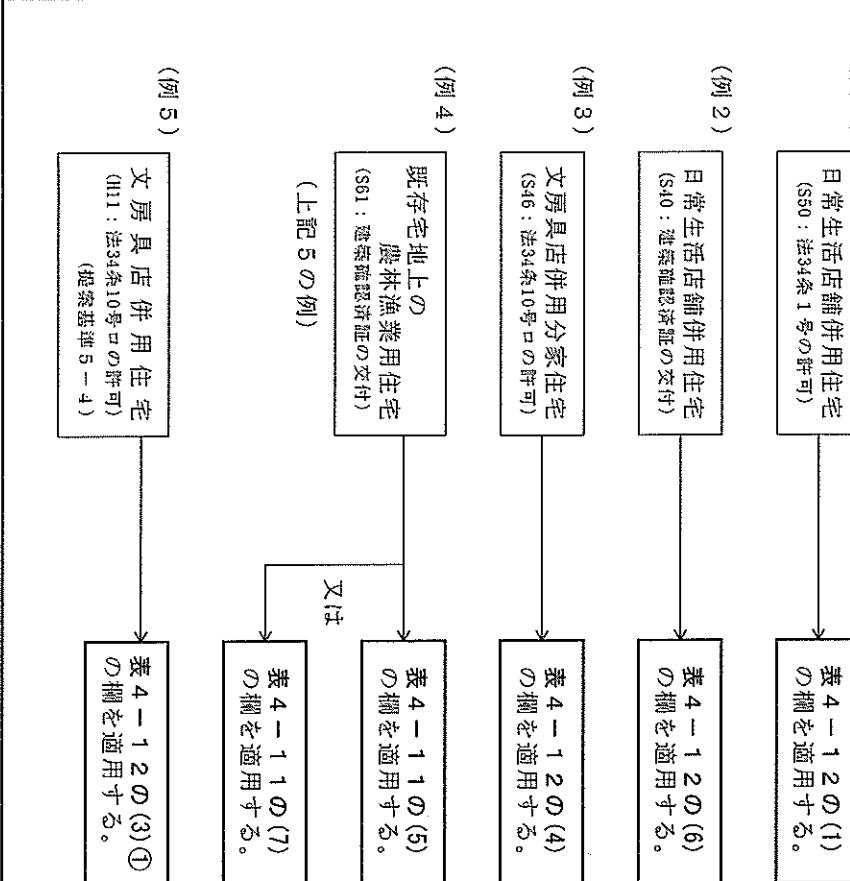


表4-1-1 許可不要の増築・建替・用途変更の要件（単独用途又は併用住宅以外の複合用途の場合）

要件 既存建築物の区分		許可不要の増築・建替・用途変更の要件			参考 (注2) 相続 譲渡
		用途変更後又は建替後の用途	増築・建替後の延べ面積 (注1)	敷地の範囲	
許可を受けた建築物 <small>法34条14号</small>	(1) 法34条1号～10号に該当する建築物	法34条の該当号の用途（立地基準を含む）の範囲内	1 許可条件に上限が明記されている場合 許可条件の範囲内	許可時点の敷地内	○ ○
	(2) 法34条13号に該当する既存権利者建築物	表4-1-3で既存建築物の用途が属している中分類の用途の範囲内 (注3)	2 許可条件に明記されていない場合 (1) 既存建築物が非住宅の場合 許可時点の1.5倍以内、かつ、現行審査基準の面積以内。ただし、許可時点の面積が現行審査基準の面積を超えている場合は許可時点の範囲内 (2) 既存建築物が専用住宅の場合 許可時点の範囲内又は280m <sup>2</sup> 以内		○ △
	(3) その他の建築物 ((1)、(2)、(4)以外)	予定建築物の用途の範囲内			
	(4) 分家住宅等（属人性を有する住宅）				
許可を受けない建築物 <small>法34条14号</small>	(5) 既存宅地上の建築物 (注5)	表4-1-3で既存建築物の用途が属している中分類の用途の範囲内 (注3)	(1) 既存建築物が非住宅の場合 直近の建築確認時点の1.5倍以内又は基準時の1.5倍以内 (2) 既存建築物が専用住宅の場合 直近の建築確認時点若しくは基準時の1.5倍以内又は280m <sup>2</sup> 以内	既存宅地内	○ ○
	(6) その他の建築物 ((5)及び(7)以外)			直近の建築確認時点又は基準時の敷地内	
	(7) 農林漁業用住宅 ①基準時以前からのもの（基準時以降に建替えしたものと含む） ②基準時以降に新規立地したもの	農林漁業用住宅	制限なし	制限なし	△ △

(注1) 第一種特定工作物の場合は、表中の「延べ面積」を「築造面積及び処理能力」と読み替える。(両表共通)

(注2) 用途変更に関して、相続又は譲渡した場合の取扱いである。(両表共通)  
○は許可不要であることを示し、△は通常許可が必要となることを示しており、詳細は後掲の3に記述している。

(注3) 表4-1-3欄外の例を参照のこと。

(注5) 旧法第43条第1項第6号の規定による確認を受けた土地の建築物。  
詳細は、4-3-4を参照のこと。

(注4) 表4-1-2の「(3)その他の併用住宅」の①～③の適用については下表を参照のこと。

既存併用住宅 → 用途変更・建替後	(3)-①	(3)-②	(3)-③
住 非	住 非	○	○
	住 [ ]	○	×
	[ ] 非	○	○

表4-12 許可不要の増築・建替・用途変更の要件（併用住宅の場合）

既存建築物の区分			許可不要の増築・建替・用途変更の要件			参考 (注2)	
			用途変更後又は建替後の用途	増築・建替後の延べ面積 (注1)	敷地の範囲		
開発許可又は建築許可を受けた併用住宅  法34条14号	(1) 法34条1号～10号に該当する併用住宅	法34条の該当号の用途(立地基準を含む)の範囲内。ただし、住宅のみの用途とすることはできない。	1 許可条件に上限が明記されている場合 許可条件の範囲内  2 許可条件に明記されていない場合 全体面積は許可時点の1.5倍以内、かつ、現行審査基準の面積以内。ただし、許可時点の面積が現行審査基準の面積を超える場合は許可時点の範囲内 うち住宅部分の面積は、許可時点の範囲内又は280m <sup>2</sup> 以内	○ ○  ○ ○	○ ○  ○ ○	○ ○  ○ ○	
	(2) 法34条13号に該当する既存権利者併用住宅	表4-13で既存建築物の用途が属している中分類の用途の範囲内。なお、それぞれの単独用途とすることもできる。 (注3)					
	(3) その他の併用住宅 ((1)、(2)、(4)以外)	①許可時点で仮に単独用途の場合であっても、住宅、非住宅ともに認められたもの  ②許可時点で仮に単独用途の場合、非住宅部分のみ認められたもの  ③許可時点で仮に単独用途の場合、住宅部分のみ認められたもの	予定建築物の用途の範囲内。なお、それぞれの単独用途とすることもできる。  予定建築物の用途の範囲内。ただし、住宅のみの用途とすることはできない。  予定建築物の用途の範囲内。ただし、非住宅のみの用途とすることはできない。	(注4)	1 許可条件に上限が明記されている場合 許可条件の範囲内  2 許可条件に明記されていない場合 全体面積は許可時点の1.5倍以内又は280m <sup>2</sup> 以内 うち非住宅部分の面積は、許可時点の範囲内又は50m <sup>2</sup> 以内	○ △  ○ △	
	(4) 分家住宅等(属人性を有する住宅)の併用住宅						
許可を受けない併用住宅	(5) 既存宅地上の併用住宅  (注5)	表4-13で既存建築物の用途が属している中分類の用途の範囲内。なお、それぞれの単独用途とすることもできる。 (注3)	全体面積は、直近の建築確認時点の1.5倍以内又は基準時の1.5倍以内 うち住宅部分の面積は、直近の建築確認時点若しくは基準時の1.5倍以内又は280m <sup>2</sup> 以内	既存宅地内	○ ○  ○ ○	○ ○  ○ ○	○ ○  ○ ○
	(6) その他の併用住宅 ((5)及び(7)以外)						
	(7) 農林漁業用住宅の併用住宅	①基準時以前からのもの (基準時以降に建替えしたもの を含む)  ②基準時以降に新規立地したもの	農林漁業用住宅又はその併用住宅。ただし、非住宅のみの用途とすることはできない。	住宅部分の面積は制限なし。非住宅部分の面積は、直近の建築確認時点若しくは基準時の1.5倍以内	制限なし	△ △	

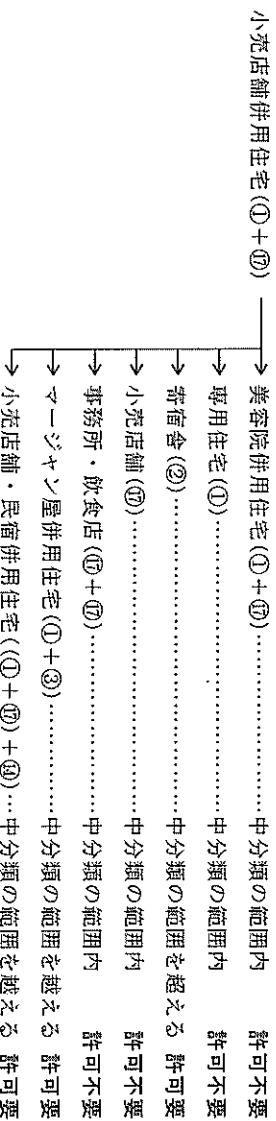
表4-13 建築物等の用途分類

大分類	中分類
A 居住施設	<p>① 戸建住宅</p> <p>② 共同住宅、長屋、寮、寄宿舎</p>
B 風俗営業施設	<p>③ 風俗営業施設：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける施設（例：マージャン屋、ばらんこ屋、個室付き浴場）</p>
C 特殊都市施設	<p>④ 卸売市場</p> <p>⑤ ヒザ場</p> <p>⑥ 汚物処理場</p> <p>⑦ ごみ焼却場</p> <p>⑧ 火葬場</p> <p>⑨ その他の処理施設（例：産業廃棄物処理施設等）</p>
D その他の施設 A～Cに該当するもの を除く。	<p>⑩ 公益施設（2～3～3の表2～6を参照）</p> <p>⑪ 公共公益施設（4～2～1の表4～5を参照）</p> <p>⑫ 駐車場施設（例：屋内駐車場又は車庫）</p> <p>⑬ 宗教施設（当該宗教法人が建設し管理する宗教施設以外の施設を含む。）</p> <p>⑭ 宿泊施設（例：ホテル、旅館、民宿）</p> <p>⑮ 観劇場・運動施設（例：劇場、映画館、水泳場、スケート場、ボーリング場）</p> <p>⑯ 流通業務施設（例：貨物運送業施設、倉庫業施設、卸売業施設）</p> <p>⑰ ⑯～⑯以外の商業業務施設（例：小売店舗、修理加工店舗、美容・理容店、クリーニング店、飲食店、事務所、沿道サービス施設）</p> <p>⑱ 農林漁業用施設（農業用倉庫等を含む。）</p> <p>⑲ 建築基準法施行令第130条の9に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p> <p>⑳ 矿工業施設（ただし、⑲に該当する建築物を除く）</p>

\* 1 A～Dのそれぞれが大分類の区分であり、①～⑩のそれぞれが中分類の区分である。

\* 2 複数の用途からなる複合用途建築物等の場合は、当該用途の部分ごとに本表を適用する。したがって、複合用途建築物等で「複数の中分類」に該当する場合は、当該「複数の中分類」以外の中分類の用途を加えない限り「中分類の範囲内の用途変更」であると解する。

（例：小売店舗併用住宅の用途変更）



### 3 住宅の用途変更に係る運用

分家住宅や農林漁業用住宅は、その属人性に着目して市街化調整区域への立地が許容されている。したがって、それらの属人性を有しない者への譲渡等は用途変更に該当し、法第42条又は法第43条に基づき制限される。その概要は表4-1-1及び表4-1-2の参考欄のとおりであるが、それぞれの住宅の定義及び相続、譲渡等の扱いについては以下のとおりである。

なお、用途変更の段階で許可が申請されたものについては、開発審査会において用途変更の時点での事情を勘案して審議がなされ判断されることになる。

#### (1) 日常生活店舗併用住宅等(表4-1-2の(1)該当)

法第34条第1号から第10号に該当するとして許可された併用住宅等が該当する。当該併用住宅等の使用に関して属人性を有する条件はないので、相続、譲渡等は許可不要である。

なお、当該併用住宅等を専用住宅の用途に変更する場合は許可が必要となる。この場合、既存建築物において店舗等の営業が適正になされた事実があり、かつ、営業を中止することについてやむを得ない事情が認められるときは許可対象となる。(提案基準5-7を参照)

#### (2) 既存権利者住宅(表4-1-1及び表4-1-2の(2)該当)

法第34条第13号に該当するとして許可された住宅が該当する。当該号に規定されている者が建築する場合に限り許可されるので属人性を持つ許可であるが、建築後はその属人性が解除されると解し、当該住宅の相続、譲渡等は許可不要である。

なお、当該住宅を専用住宅又は併用住宅以外の用途に変更する場合は表4-1-3の中分類の用途の範囲内に限られる。

#### (3) 分家住宅等(属人性を有する住宅)(表4-1-1及び表4-1-2の(4)該当)

既存住宅が、法第34条14号に基づく次の提案基準のいずれかに該当するとして許可された属人性を有する住宅及び提案基準「5-他」に該当するとして許可された住宅のうち属人性の有する住宅が該当する。

##### イ 提案基準1-1「分家住宅」

ロ 提案基準1-2「既存集落(50戸連担)内の自己用住宅」(H20.9.1廃止)

##### ハ 提案基準1-3「大規模既存集落(知事指定)内の分家住宅」

##### 二 提案基準1-4「大規模既存集落(知事指定)内の自己用住宅」

亦 提案基準1-9「旧法による既存宅地の確認を受けた土地の自己用住宅」

ヘ 提案基準1-10「東日本大震災により被災した自己用住宅の移転」

ト 提案基準5-他「その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が上記の建築物と同等以上にあると認められるもの」

① 当該住宅の許可申請者の死亡によりその親族が相続し居住することは、提案基準に照らしそれぞれ分家住宅等の要件を逸脱しないので許可不要である。また、その相続人からさらにその親族が相続する場合も同様である。

② 上記①以外の場合で、例えば、当該住宅の許可申請者の転居により同居親族以外の者に譲渡することによって「1-1」～「1-4」「1-9」「1-10」又は「5-他」の提案基準に適合しないこととなる場合は、法第42条又は法第43条の許可が必要となる。この場合、当該住宅が建築後10年以上にわたって適正に利用されたものであり、かつ、譲渡することについてやむを得ない事情が認められるときは許可対象となる。(提案基準5-7を参照)

#### (4) 上記(1)から(3)以外の許可を受けた住宅(表4-1-1及び表4-1-2の(3)該当)

旧法第34条第10号イに該当するとして許可を受けた住宅団地内の住宅及び法第34条第14号に基づく次の提案基準のいずれかに該当するとして許可された住宅が通常該当する。ただし、当該許可において特別に許可条件が附された場合には該当しないことがある。当該住宅の使用に関する属人性を有する条件はないので、相続、譲渡等は許可不要である。

なお、専用住宅を専用住宅以外の用途に変更する場合は許可が必要となる。また、併用住宅を併用住宅以外の用途に変更する場合は既存建築物の区分により許可が必要となることもあるので注意のこと。(表の注4を参照)

- イ 提案基準1－5 「病院等に附属する集合住宅又は寮で、その場所に立地することが不可欠なもの」
  - ロ 提案基準1－6 「大規模既存集落（知事指定）内の公営住宅」
  - ハ 提案基準1－7 「松島基地周辺の騒音指定区域内の既存住宅の移転」
- 二 提案基準1－8 「開発審査会があらかじめ指定した既造成土地における建築」
  - 亦 提案基準4－1 「収用対象事業の代替建築物等」
  - ヘ 提案基準4－3 「災害危険区域等から移転するための建築物」
  - ト 提案基準5－4 「基準時以前からある建築物の増築、建替又は用途変更」
  - チ 提案基準5－5 「旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為」(H18.5.18廃止)
  - リ 提案基準5－7 「相当期間適正に利用された建築物等のやむを得ない事情による用途の変更」
  - 又 提案基準5－8 「敷地が狭小な自己用住宅の敷地の拡大を伴う建替」
  - レ 提案基準5－9 「旧法の既存宅地の確認要件に該当する土地における開発行為・建築行為」

(H18.5.18廃止)

- ヲ 提案基準5－他 「その他市街化調整区域内の申請地に立地することの合理性が上記の建築物と同等以上にあると認められるもの」

(5) 既存宅地上の住宅（表4－1.1及び表4－1.2の(5)該当）

旧法第43条第1項第6号ロの規定による既存宅地の確認を受けた土地に建築された住宅が該当する。当該住宅の使用に関して属人性を有する条件はないので、相続、譲渡等は許可不要である。

なお、当該住宅を専用住宅又は併用住宅以外の用途に変更する場合は表4－1.3の中分類の用途の範囲内に限られている。（4－3－4を参照）

(6) 農林漁業用住宅（表4－1.1及び表4－1.2の(7)該当）

「基準時以前からある農林漁業用住宅」（基準時以前からある農林漁業用住宅を建替えた住宅を含む。）と、「基準時以後に法第29条第1項第2号に規定する住宅に該当するとして建築基準法の確認済証を受けて新築された住宅」とに区分して表4－1.1及び表4－1.2を適用する。また、基準時以前からの農林漁業用住宅は下記(7)の住宅と同様に取扱うことが可能であるが、専用住宅又は併用住宅以外の用途に変更する場合は下記(7)の住宅と同様に表4－1.3の中分類の用途の範囲内に限られる。

なお、基準時以後に新築された農林漁業用住宅については、次のとおり取扱うものとする。

① 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の死亡により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合は、法第43条の許可が必要となる。この場合、当該農林漁業従事者であつた者の親族が引き続き居住することとなるものは、許可され、その後開発審査会に報告されることとなっている。（報告基準5－7を参照）

② 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の離職により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合は、法第43条の許可が必要となる。この場合、離職がやむを得ない事情によると認められ、かつ、当該農林漁業従事者であつた者の親族が引き続き居住することとなるものは、許可対象となる。（提案基準5－7を参照）

③ 当該住宅の世帯構成員である農林漁業従事者の転居により法第29条第1項第2号の基準に適合しないこととなる場合は、法第43条の許可が必要となる。この場合、当該住宅が建築後10年以上（既存住宅が農林漁業用住宅を建替したものであるときは、從前農林漁業用住宅の使用期間を含む。）にわたって適正に利用されたものであり、かつ、譲渡することについてやむを得ない事情が認められるときは、許可対象となる。（提案基準5－7を参照）

(7) 上記(1)から(6)以外の住宅（表4－1.1及び表4－1.2の(6)該当）

基準時以前から存続している住宅、その建替により建築された住宅等が該当する。当該住宅の使用にして属人性を有する条件はないので、相続、譲渡等は許可不要である。

なお、当該住宅を専用住宅又は併用住宅以外の用途に変更する場合は表4-1-3の中分類の用途の範囲内に限られる。

#### 4 法第42条の許可に係る開発審査会への附議

市街化調整区域内の開発許可を受けた開発区域内において、表4-1-1及び表4-1-2の範囲を超えて建築物の用途変更又は建替を行う場合は法第42条に基づく知事の許可が必要になる。この場合、用途変更後又は建替後の用途は法第34条各号のいずれかに該当する必要があるが、法第34条第14号に該当するとして許可するときは、知事に法令上の義務はないが開発審査会に附議し、異議のない場合に限り許可することとしている。(参考：応答集「法第42条のただし書許可の適用」)

#### 4-3-3 建築許可の基準(法第43条、令第36条)

##### 法第43条(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

- 1 (略)
- 2 前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、令で定める。
- 3 国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。

##### 令第36条(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)

都道府県知事は、次の各号に該当すると認めるときでなければ、法第43条第1項の許可をしてはならない。

- 一 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の敷地が次に定める基準(用途の変更の場合にあっては、口を除く。)に適合していること。  
イ 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、敷地内の下水を有效地に排出するとともに、その排出によって当該敷地及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適切に配置されていること。
- (1) 当該地域における降水量
  - (2) 当該敷地の規模、形状及び地盤の性質
  - (3) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況
  - (4) 当該建築物又は第一種特定工作物の用途

口 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、当該土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられていること。

二 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内においては、当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途が当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合していること。

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 法第34条第1号から第10号までに規定する建築物又は第一種特定工作物

ロ 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

二 法第34条第13号に規定する者が同号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物（第30条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに限る。）

ホ 当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不適當と認められる建築物又は第一種特定工作物で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

2 第26条（排水施設）、第28条（地盤の改良、擁壁の設置等）及び第29条（道路、公園、配水施設に関する技術的細目）の規定は、前項第1号に規定する基準の適用について準用する。

本条は、国及び県等が行う建築行為についての手続きについて規定している。本条に基づく協議にが成立することをもって、建築許可があつたものとみなす。協議に際しては、開発許可制度の趣旨を踏まえ、法第43条に係る規定が全て適用される。

令第36条において、法第43条に基づき許可が必要とされているものに関して、その許可に係る基準が定められている。

- (1) 第1号及び同条第2項は、技術的基準である。内容は、開発許可に係る法第33条の技術的基準に進じたものである。
- (2) 第2号は、地区計画区域内等の場合、その地区整備計画等に適合することを義務つけたものである。
- (3) 第3号は、市街化調整区域の開発許可に係る用途の基準である法第34条に対応するものとして、イで法第34条第1号から第10号、ニで法第34条第13号、ホで法第34条第14号に適合するものを建築許可できるとするものである。また、ホの開発審査会の議を経て許可を行うものに関しては、4-2-14の基準が適用される。

なお、ロ及びハについては、条例が未制定（平成19年1月30日現在）のため、許可基準はない。

#### 4－3－4 既存宅地制度について

旧法第43条第1項第6号の規定による確認を受けた土地、いわゆる「既存宅地」において行う建築物の新築、改築及び用途変更については建築許可不要とされていたが、平成12年の法改正（平成13年5月18日施行）において、市街化調整区域内における建築行為及び開発行為を計画的に整序すべきとの考え方から既存宅地制度が廃止された。

既存宅地の確認要件は、以下のとおり。

（参考）

##### <旧法第43条第1項第6号に基づく既存宅地の確認要件>

###### 旧法第43条（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）

何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して第29条第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

六 次に掲げる要件に該当する土地において行う建築物の新築、改築又は用途の変更  
イ 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地であること。

ロ 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であった土地であつて、その旨の都道府県知事の確認を受けたものであること。

(1) 市街化区域に隣接し、又は近接していること。

当該土地が含まれる集落の一部が、市街化区域から2.4km以内にあることを条件としている。

(2) 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められること。次の①～⑤の内、いずれか3つ以上の要件を有することを条件としている。

① 小学校区が市街化区域と同一であること。

② 日用品店舗、日用サービス店舗等の生活利便施設の過半を市街化区域に依存していること。

③ 児童公園、地区集会所、町内会組織のいずれかが市街化区域内住民と共用又は同一であること。

④ 市役所（役場）、警察署、消防署、郵便局、総合病院のいずれか3つ以上が市街化区域と同一エリアを所管又は対象としていること。

⑤ 鉄道、バス路線、幹線道路のいずれかにより市街化区域と密接な関係を保っていること。

(3) おおむね50以上の建築物が連たんしている地域に存する土地であること。  
「おおむね50以上の建築物」については、次のように運用している。

① 50以上とするが、集落としての集積の密度が8／ha以上の場合は、40以上とする。

② 車庫、物置その他の附属建築物は数には含めない。

③ 工場、学校等住宅以外のものも数に含める。

④ 市街化区域内の建築物も数に含める。

「連たん」については、次のように運用している。

イ 建築物の敷地相互間の間隔は60m以内とする。

ロ 連たんの間隔は、河川や高速道路等により事実上通行不可能な場合は迂回した距離とする。

(4) 基準時に既に宅地であった土地であること。

「基準時においてその現況が宅地であったこと」については、次の資料を参考として総合的に勘査し確認している。

- ① 登記簿謄本
- ② 固定資産課税台帳等
- ③ 基準時当時の航空写真
- ④ 農地法による農地転用許可、農業委員会の諸証明、その他農業的利用から宅地的利用への転換を証する書類
- ⑤ 公的機関等の証明書
- ⑥ 基準時以降確認申請時に至るまでの土地利用の経過及び土地の現況調査
  - イ 登記簿謄本の平方メートルへの地積表示切り替えは、昭和41年4月1日付で行われている。
  - ロ 航空写真的閲覧は国土交通省国土地理院（TEL:022-295-8611）で、現像とその証明は（財）日本地図センター（TEL:03-3485-5411）で可能である。

また、附則で、「既存宅地」における建築等の制限に関する経過措置を定め、既存宅地の確認を受けた土地において行う開発行為又は建築行為で、下記の要件を満たすものについては開発審査会へ附議のうえ許可された。

## 5－5 旧法による既存宅地の確認を受けた土地における開発行為

### <報告基準>

以下のすべての要件に該当する開発行為は、法第29条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

なお、この報告基準は平成18年5月17日までの扱いとする。

- 1 申請する土地が、旧法第43条第1項第6号ロの規定に基づく既存宅地の確認を受けた土地に該当すること。ただし、開発後に道路になる部分は、この限りでない。
- 2 予定建築物の用途が自己の居住又は業務の用に供する建築物であること。
- 3 当該市町村の土地利用計画上支障がないこと。
- 4 予定建築物が専用住宅又は併用住宅の場合は、一区画の最小敷地面積を200m<sup>2</sup>以上とすること。ただし、一区画のみの開発行為の場合は、この限りでない。
- 5 設置される公共施設等及びその用に供される土地は、原則として地元市町村に管理、帰属されること。
- 6 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。
- 7 平成18年5月17日までに建築工事に着手すること。

(開発審査会)	平成 6年 6月16日	第227回
平成11年 3月10日	第270回	
平成13年 3月21日	第284回	(平成13年5月18日施行)
平成14年 7月17日	第294回	

## 5-9 旧法の既存宅地の確認要件に該当する土地における開発行為・建築行為

### <報告基準>

以下のすべての要件に該当する開発行為又は建築行為は、法第29条第1項又は法第43条第1項に基づいて許可し、直近の開発審査会に報告する。

なお、この報告基準は平成18年5月17日までの扱いとする。

1 申請する土地が、旧法第43条第1項第6号ロの規定に基づく既存宅地の確認要件である、次のすべてに該当する土地であること。ただし、開発後に道路になる部分は、この限りでない。

- (1) 当該土地が含まれる集落の一部が、市街化区域から2・4km以内にあること。
- (2) おおむね50以上の建築物（注1）が連たん（注2）している地域に存する土地であること。
- (3) 基準時に既に宅地であった土地であること。

2 予定建築物の用途が自己の居住又は業務の用に供する建築物で、建築基準法に規定する第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物であること。

3 当該市町村の土地利用計画上支障がないこと。

4 予定建築物が専用住宅又は併用住宅の場合は、一区画の最小敷地面積を200m<sup>2</sup>以上とすること。ただし、一区画のみの開発行為又は建築行為の場合には、この限りでない。

5 設置される公共施設等及びその用に供される土地は、原則として地元市町村に管理、帰属されること。

6 周辺の土地利用に支障を及ぼさないこと。

7 平成18年5月17日までに建築工事に着手するものであること。

注1：① 50以上とするが、集落としての集積の密度が8／ha以上の場合は、40以上とする。

- ② 車庫、物置その他の附属建築物は含めない。
- ③ 工場、学校等住宅以外のものも含める。
- ④ 市街化区域内の建築物も数に含める。

注2：① 建築物の敷地相互間の間隔は60m以内とする。

- ② 違たんの間隔は、河川や高速道路等により事实上通行不可能な場合は迂回した距離とする。

（開発審査会） 平成13年 3月21日 第284回 （平成13年5月18日施行）  
平成14年 7月17日 第294回

#### 4-4 市街化調整区域の許可等に附する条件（法第41条・第79条）

##### 法第41条（建築物の建ぺい率等の指定）

都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。

- 2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

##### 法第79条（許可等の条件）

この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課るものであってはならない。

市街化調整区域内の許認可の審査基準において規模制限がある場合は、開発許可に関しては法第41条に基づいて、その他の建築許可等に関しては法第79条に基づいて、許可条件として延べ面積の制限を附すことができる。そこで、許可を受けて建築された建築物の建築等に際しては、当該許可条件の範囲内であることが必要となる。（4-3-2を参照）

したがって、工事施行中の防災措置等、市街化調整区域に限らず一般的に必要な許可条件については、法第79条に基づいて附している。（2-8を参照）

各号	内容	図書の名称	説明
第14号 4-2-14	分家住宅 (1-1)	<input type="checkbox"/> 理由書（市街化調整区域に建築する理由） <input type="checkbox"/> 本家たる世帯の構成員である又は構成員であったこと及び本家たる世帯と親族の関係にあることを証するもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 本家が基準時以前から市街化調整区域にあることを証するもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 譲渡、贈与、相続の証明又は確約するもの <input type="checkbox"/> 基準時以前から本家たる世帯が所有権を有することを証するもの（土地の登記事項証明書等） <input type="checkbox"/> 本家たる世帯員等の固定資産課税登録事項証明書等 <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書に当該地に立地する理由も明記すること。</li> <li>位置図等に本家たる世帯の所在地を明示すること。</li> <li>土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。</li> </ul>
	大規模既存集落内 内の分家住宅 (1-3)	<input type="checkbox"/> 理由書（市街化調整区域に建築する理由） <input type="checkbox"/> 本家たる世帯の構成員である又は構成員であつたこと及び本家たる世帯と親族の関係にあることを証するもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 本家が基準時以前から当該集落に生活の本拠を有していることを証するもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 譲渡、贈与、相続の証明又は確約するもの <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図等に本家たる世帯の所在地を明示すること。</li> <li>土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。</li> </ul>
	大規模既存集落内 内の自己用住宅 (1-4)	<input type="checkbox"/> 理由書（新規に建築する理由） <input type="checkbox"/> 基準時以前から当該集落内に生活の本拠を有していたことを証するもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 所有権を有していることを証するもの <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図等に現住居の位置を明示すること。</li> <li>土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。</li> </ul>
	病院等に付属する集合住宅 (1-5)	<input type="checkbox"/> 理由書（市街化調整区域に建築する理由） <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。</li> <li>土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。</li> </ul>
	大規模既存集落内の公営住宅 (1-6)	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 公営住宅に関する図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書に当該集落に居住する者を入居対象者として想定していることを示すこと。</li> </ul>
	松島基地周辺の既存住宅の移転 (1-7)	<input type="checkbox"/> 既存住宅の世帯構成員であることを証するもの（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 補償移転であることを証明するもの <input type="checkbox"/> 補償移転事業に関する図書 <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図等に既存住宅と第二種区域の位置を明示すること。</li> <li>土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。</li> </ul>
	既造成地における建築 (1-8)		

各号	内 容	図 書 の 名 称	説 明
第14号 4-2-14	旧法による既存宅地の確認を受けた自己用住宅 (1-9)	□理由書（新規に建築する理由） □基準時に登記された所有権を有していたこと等を証するもの（土地の登記事項証明書） □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
東日本大震災により被災した自己用住宅の移転（1-10）	□理由書（市街化調整区域内に建築する理由） □罹災証明書 □申請者が被災住宅の所有権を有することを証するもの（登記事項証明等） □連名で申請する場合は、被災住宅の所有者と、それ以外の申請者（移転後に所有者と同居する親族）との関係を証するもの（戸籍謄本等） □申請者の固定資産課税登録事項証明書等 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・理由書に移転する事情及び跡地の利用について明記すること。 ・位置図等に移転前の土地を明示すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。	
研究施設 (2-1)	□理由書（当該地に建築する理由） □事業計画書 □研究対象の位置を明示した図書	・事業計画書は事業内容、形態、研究内容等について明記すること。	
大規模既存集落内の小規模な工場等 (2-2)	□理由書（自己の生計を維持するために必要な理由） □事業計画書 □基準時以前から当該集落内に生活の本拠を有していたことを証するもの（戸籍謄本等） □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。 ・位置図等に申請者の住居の位置を明示すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。	
集会所等 (2-3)	□事業計画書 □管理運営要領等の写し	・位置図等に集会所等の位置及び自治会等の地区範囲を明示すること。	
産業振興地域の工場等 (2-4)	□理由書（市街化調整区域内に立地する理由） □事業計画書	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。	
大規模流通業務施設 (2-5)	□理由書（市街化区域に建築できない理由） □事業計画書	・事業計画書に事業内容、形態及び東北運輸局長との協議状況等を明記すること。	
市街化区域にある既存工場の増設 (2-6)	□理由書（市街化区域に建築できない理由） □事業計画書	・事業計画書に既存及び計画の事業内容、形態、敷地面積等を明記すること。	
レクリエーション施設 (3-1)	□事業計画書 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び周辺環境等について明記すること。	
運動レジャー施設等の附属建築物 (3-2)	□事業計画書 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。	
収用移転の代替建築物 (4-1)	□事業計画書（自己の居住用以外の場合） □土地収用法の移転であることを証するもの □土地取用法に関する図面	・事業計画書に既存と計画の事業内容、形態及び敷地面積と延べ面積、収用面積等を明記すること。	
土地区画整理地内の施設 (4-2)	□理由書		
災害危険区域からの移転建築物 (4-3)	□理由書（市街化調整区域に建築する理由） □事業計画書（自己の居住用以外の場合） □移転に関する承認等の写し □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び既存と計画の敷地面積と延べ面積等を明記すること。	

各号	内 容	図 書 の 名 称	説 明
第14号 4-2-14 設	介護老人保健施設 (5-1)	□理由書（市街化調整区域に建築する理由） □事業計画書 □介護保険法に関する図書 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び 需要見込み、介護保険法との協議 状況等についてを明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ 面積を明示すること。
優良な有料老人ホーム (5-2)	老人福祉法に関する図書	□理由書（市街化調整区域に建築する理由） □事業計画書 □当該市町村長の承認を証するもの	・事業計画書に事業内容、形態及び 老人福祉法との協議状況等について明記すること。
社寺仏閣・納骨堂等 (5-3)	社寺仏閣・納骨堂等	□事業計画書 □信者の分布状況を示す図面等 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
既存建築物の建替等 (5-4)	既存建築物の建替等	□理由書 □事業計画書（自己の居住用以外の場所） □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書又は理由書に既存と計画の事業内容、形態及び敷地面積と延べ面積等を明記すること。
産業廃棄物処理施設の管理事務所 (5-6)	産業廃棄物処理施設の管理事務所	□事業計画書 □産業廃棄物処理施設に関する資料 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び敷地面積と延べ面積等を明記すること。
適正利用建築物の用途変更 (5-7)	適正利用建築物の用途変更	□理由書（用途変更を行うやむを得ない理由） □事業計画書（自己の居住用以外の場合） □やむを得ない事情に関する図書	・事業計画書に既存の土地利用の状況及び今回計画の内容等について明記すること。
自己用住宅の敷地拡大 (5-8)	自己用住宅の敷地拡大	□理由書（敷地を拡大する理由） □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・移転する場合は、理由書に跡地の利用について明記すること。 ・土地利用計画図に既存と計画の敷地面積と延べ面積を明示すること。
東日本大震災により被災し全機となった建築物の移転 (5-10)	東日本大震災により被災し全機となった建築物の移転	□理由書（市街化調整区域に建築する理由） □罹災證明書 □申請者が被災建築物の所有権を有することを証するもの（登記事項証明等） □申請地を、被災前から親族が所有している場合は、申請者との関係を証するもの（戸籍謄本等） □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・理由書に移転する事情及び跡地の利用について明記すること。 ・位置図等に移転前の土地を明示すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
その他合理性がある建築物 (5-他)	その他合理性がある建築物	□理由書 □事業計画書（自己の居住用以外の場合） □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態等を明記すること。 ・土地利用計画図に敷地面積と延べ面積を明示すること。
市民農園整備促進法の特別 (4-2-15)	市民農園整備促進法の特別	□事業計画書 □認定を受けたことを証するもの □市民農園整備促進法に関する図書 □予定建築物の平面図及び二面以上の立面図	・事業計画書に事業内容、形態及び市民農園の整備運営計画の内容等を明記すること。
第14号 4-2-16 の特別	地方拠点都市法の特別	□事業計画書 □承認を受けたことを証するもの □地方拠点都市法の認定等に関する図書	・事業計画書に事業内容、形態及び拠点地区の内容等を明記すること。

(注) 上記に係るもののはか、その他知事が必要と認めるものを添付すること。

### 8-1-2 開発行為の変更の許可申請等

- 1 開発行為の変更の許可申請（法第35条の2第2項、規則第28条の3、条例第4条、細則第8条）

開発行為の変更許可を受けようとする者は、「開発行為変更許可申請書」(付-20)に次の図書を添えて、その土地の区域を管轄する土木事務所（石巻市の区域内におけるものについては石巻市建設部建築指導課、大崎市の区域内におけるものについては大崎市建設部建築住宅課）に2部提出すること。

#### 《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項 及 び 説 明	備 考
1	変更内容一覧表	・変更前と変更後の内容を対照できるように整備すること。	
2	開発区域位置図	・開発区域の位置、主要交通機関からの経路、主要道路、排水先の河川等を明示すること。	
3	開発区域図	・開発区域、都市計画区域境界、地番、形状を明示すること。	
4	変更に関する図書	・開発行為許可申請書の添付書類のうち、変更に伴い内容が変更される前後の図書を添付すること。	

### 2 開発行為の変更の届出（法第35条の2第3項、規則第28条の4、条例第5条、細則第9条）

堅易な開発行為の変更を行う場合は、「開発行為変更届出書」(付-21)に次の図書を添付して、その土地の区域を管轄する土木事務所（石巻市の区域内におけるものについては石巻市建設部建築指導課、大崎市の区域内におけるものについては大崎市建設部建築住宅課）に1部提出すること。

#### 《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項 及 び 説 明	備 考
1	変更内容一覧表	・変更前と変更後の内容を対照できるように整備すること。	
2	変更に関する図書	・開発行為許可申請書の添付書類のうち、変更に伴い内容が変更される前後の図書を添付すること。	

### 3 開発行為の変更の報告（法第80条第1項）

法第80条第1項に基づき、ごく軽微な変更の報告を求められた者は、次の図書を報告を求めた者に1部提出すること。

#### 《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項 及 び 説 明	備 考
1	変更内容一覧表	・変更前と変更後の内容を対照できるように整備すること。	
2	変更に関する図書	・開発行為許可申請書の添付書類のうち、変更に伴い内容が変更される前後の図書を添付すること。	

### 8-1-3 工事着手の届出（条例第6条、細則第10条）

開発行為に關する工事に着手しようとする場合は、「工事着手届出書」(付-22)に主要な工事の工程表を添えて、その土地の区域を管轄する土木事務所（石巻市の区域内におけるものについては石巻市建設部建築指導課、大崎市の区域内におけるものについては大崎市建設部建築住宅課）に1部提出すること。

### 8-1-4 許可標識の掲示（条例第7条、細則第11条）

開発許可を受けた者は、開発行為に關する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による完了の公告がある日までの間、工事現場の見やすい場所に、「開発許可標識」(付-23)を掲示すること。

## 都市計画法開発許可制度便覧

監修：宮城県土木部建築宅地課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 (022) 211-3244 (直通)

発行：財団法人宮城県建築住宅センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

(ふるさとビル6階)

電話 (022) 262-0369 (直通)

昭和45年8月1日	初版
昭和46年1月1日	増改訂
昭和49年5月1日	改訂
昭和51年4月1日	増補改訂
平成2年4月1日	増補改訂
平成7年7月1日	増補改訂
平成11年4月1日	増補改訂
平成13年5月18日	増補改訂
平成19年11月30日	改訂
平成20年9月1日	改訂
平成22年1月20日	改訂
平成22年4月1日	改訂
平成22年8月1日	改訂
平成23年7月1日	改訂
平成24年3月8日	改訂
平成24年6月1日	改訂
平成24年8月1日	改訂